

平成 30 (2018) 年度 事業概要

クインちゃん



伊丹市環境クリーンセンター

平成 30 年 12 月

目 次

	頁
第 1 章 伊丹市の概要	
1. 位置と地勢 -----	1
第 2 章 組 織	
1. 機構図 -----	3
2. 職員配置表 -----	4
(1) 職種別職員数 -----	4
(2) 年齢構成 -----	5
(3) 勤続年数 -----	5
(4) センター勤務年数 -----	5
3. 事務分掌 -----	6
第 3 章 予 算	
1. 平成30年度 一般会計予算 構成 -----	7
2. 平成30年度 清掃関係当初予算 -----	8
3. 平成29年度 清掃関係決算 -----	9
4. 手数料の推移 -----	10
5. ごみ処理経費の推移 -----	11
第 4 章 施設・車両	
1. 管理棟施設 -----	12
2. し尿処理施設 -----	12
3. ごみ処理施設 -----	13
4. 保有車両 -----	14
第 5 章 ごみ処理事業	
1. 伊丹市における分別区分の変遷 -----	15
2. 収集実績量の推移 -----	16
3. 一般廃棄物処理計画における計画収集量と収集実績の推移 -----	17
4. 一般廃棄物の総量と処分量の推移 -----	18
5. 資源化率の推移 -----	18
6. ごみ処理の流れ -----	19
7. ごみ処理収支図 -----	20

	8. 地区別収集業者一覧表 -----	21
第 6 章	ごみ減量・再資源化事業	
	1. 資源回収の推移 -----	25
	2. 再生資源集団回収事業 -----	25
	(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況 -----	25
	(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況 -----	25
	3. 廃食用油再生燃料化事業 -----	26
	(1) 概要 -----	26
	(2) 廃食用油回収量の推移 -----	26
	4. ごみ減量等市民啓発事業 -----	27
	(1) 概要 -----	27
	(2) 主な取り組み内容 -----	27
	5. 伊丹市ごみ減量等推進協議会事業 -----	29
	(1) 概要 -----	29
	(2) 推進協議会の活動内容 -----	29
	(3) 推進員の活動内容 -----	29
	(4) 推進協議会会議等の実施状況 -----	29
	(5) ごみ減量等推進協議会組織図 -----	30
	6. 事業系ごみの減量化啓発事業 -----	31
	7. 不法投棄防止対策事業 -----	31
第 7 章	し尿処理事業	
	1. 概説 -----	32
	2. し尿収集の推移 -----	32
	3. し尿処理手数料 -----	33
	4. し尿処理手数料の推移 -----	33
	5. 浄化槽について -----	34
	(1) 概説 -----	34
	(2) 不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロー図 -----	34
	(3) 未受検者に対する指導事務フロー図 -----	35
	(4) 設置基数の推移 -----	36
	(5) 容量別設置基数 -----	36
	(6) 生活排水処理図 -----	37
	(7) 浄化槽法に関する事務権限の移譲事項 -----	38
第 8 章	環境衛生事業	
	1. 空き地の適正管理指導業務について -----	39
	(1) 概説 -----	39
	(2) 指導フロー -----	40

第 9 章 業者関係

1. 粗大ごみ受付センター	41
2. ごみ収集委託業者	41
3. し尿収集委託業者	41
4. 古紙類・古布・空き缶回収	41
5. 一般廃棄物収集・運搬許可業者	41
6. 浄化槽清掃許可業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集・運搬許可業者	42
7. 豊中市し尿収集運搬業務受託業者	42
8. 一般廃棄物(豊中市の浄化槽汚泥のみ)積卸許可業者	42

第 10 章 参考資料

1. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例	43
2. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則	51
別表(第6条第3号)粗大ごみ手数料	59
3. 伊丹市草刈機貸出し要綱	66
別記様式草刈機借用申請書	68
4. 伊丹市ごみ減量等推進員設置要綱 (クリーンいたみ推進員)	69
5. 伊丹市ごみ減量等推進協議会設置要綱 (クリーンいたみ推進協議会)	71

第 1 章 伊丹市の概要

1. 位置と地勢

本市は、兵庫県阪神地域の南東部に位置し、25.09 キロ平方メートルの市域を有している。神戸市から約 20km、大阪市から約 10km の圏域にあり、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、大阪府池田市及び豊中市に接している。

鉄道は、J R 福知山線（伊丹駅、北伊丹駅）と阪急電鉄伊丹線（伊丹駅、新伊丹駅、稲野駅）があり、大阪、神戸および阪神地域の都市と結び、山陽新幹線が市域の南部を東西に通過している。

道路は、国道 171 号が市の中央部を東西に横断し、中国自動車道及び国道 176 号が市域の北部を東西に通過している。

市域の東には大阪国際空港（伊丹空港）があり、J R 伊丹駅より市バスが運行しており、空の便へのアクセスも良い。

地形は、おおむね平坦で、北から南に穏やかに傾斜し、市域の東西には猪名川と武庫川が流れている。

伊丹市の位置



面積	25.09 km ²
人口	197,029 人
世帯数	80,793 世帯

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

第2章 組織

1. 機構図

(平成30年4月1日現在)



2. 職員配置表

(平成30年4月1日現在)

(1)職種別職員数

所長	グループ	業務内容	副主幹	主査	主任	事務職員	再任用	臨時	小計	合計	
1	庶務・計画G	庶務担当 施設車輛担当 し尿・浄化槽担当	1	2	5	2			10	36	37
	廃棄物対策G	減量推進指導担当 事業系対策担当 空き地等の適正管理担当	1	1	4		1		7		
	業務管理G	ステーション管理担当 カラス対策担当 不法投棄担当 委託業者管理担当 地域清掃担当	1	1	11	2	1	3	19		
1			3	4	20	4	2	3	36	37	

(2) 年齢構成

平成30年4月1日現在

	～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55以上	計	平均年齢
事務系					8	16	8		32	47.1
再任用職員								2	2	63.0
臨時職員					1		1	1	3	54.3
計	0	0	0	0	9	16	9	3	37	54.8
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	24.3%	43.2%	13.1%	8.1%	100.0%	

(3) 勤続年数

平成30年4月1日現在

	5年未満	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35以上	計	平均年数
事務系				5	20	7			32	22.3
再任用職員	2								2	3.0
臨時職員	1		2						3	9.7
計	3	0	2	5	20	7	0	0	37	11.7
割合	8.1%	0.0%	5.4%	13.5%	54.1%	18.9%	0.0%	0.0%	100.0%	

(4) センター勤務年数

平成30年4月1日現在

	5年未満	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35以上	計	平均年数
事務系		1		6	21	4			32	21.2
再任用職員	2								2	3.0
臨時職員	1		2						3	9.0
計	3	1	2	6	21	4	0	0	37	11.1
割合	8.1%	2.7%	5.4%	16.2%	56.8%	10.8%	0.0%	0.0%	100.0%	

3. 事務分掌

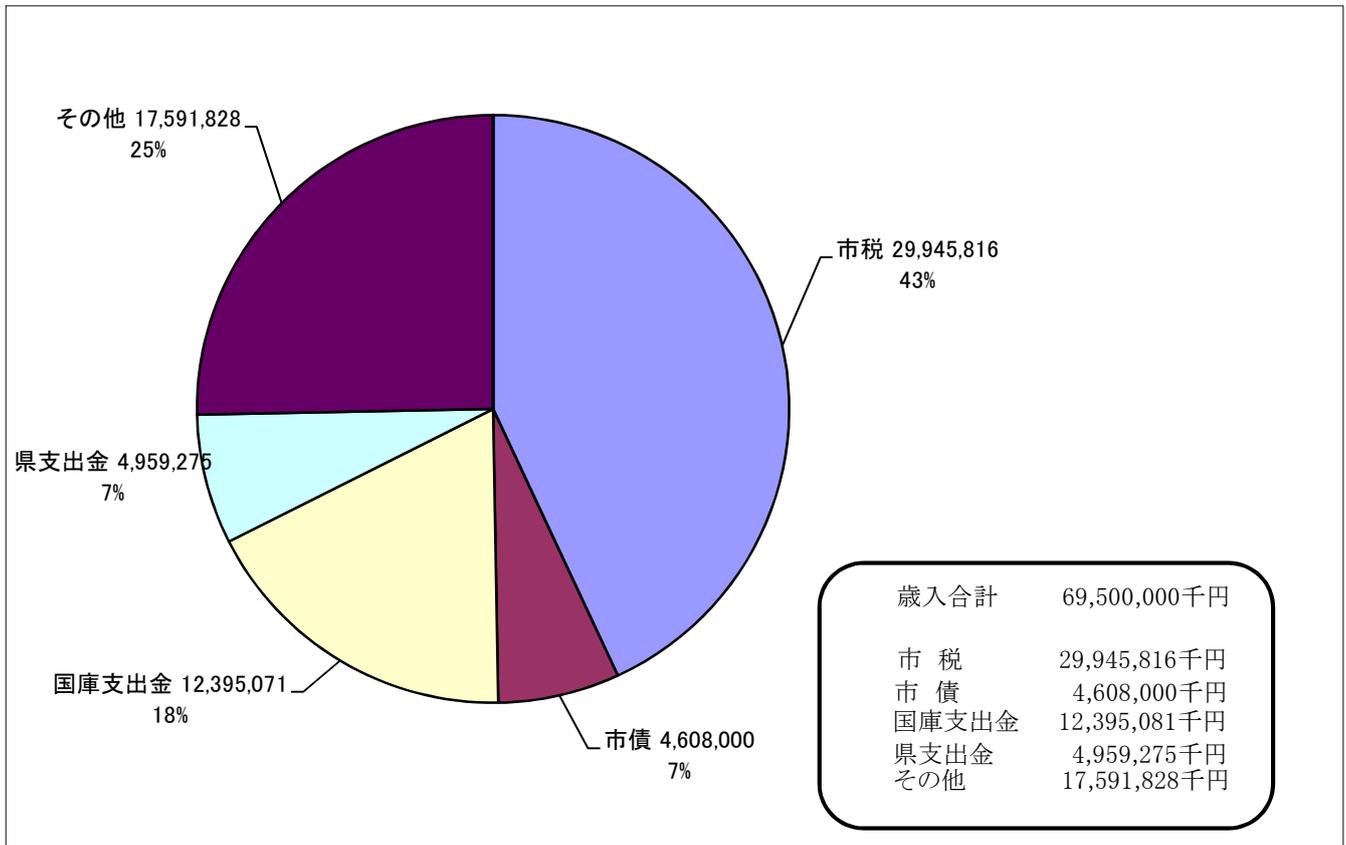
平成30年4月1日現在

- (1) 一般廃棄物処理実施計画に関すること。
- (2) ごみおよび資源物の収集に関すること。
- (3) 粗大ごみの収集に関すること。
- (4) 真空式ごみ収集システムに関すること。
- (5) 環境学習の推進に関すること。
- (6) 環境クリーンセンターの業務統計に関すること。
- (7) 廃棄物処理手数料(し尿処理手数料を除く。)等に関すること。
- (8) 廃棄物排出事業所の指導監督に関すること。
- (9) 伊丹市事業系ごみ減量等推進協議会に関すること。
- (10) 家庭系、事業系ごみの調査・研究に関すること。
- (11) 事業系ごみ集積所の設置に係る指導および助言に関すること。
- (12) 死獣の収集に関すること。
- (13) し尿の収集および処理に関すること。
- (14) 水銀使用製品廃棄物および小型家電の収集等に関すること。
- (15) 廃食用油等の収集に(拠点回収を含む。)に関すること。
- (16) 廃棄物収集運搬業者等の許可等および指導監督に関すること。
- (17) 不法投棄の防止および特定家庭用機器廃棄物等の収集に関すること。
- (18) 家庭系ごみステーションの管理に関すること。
- (19) 浄化槽の設置および指導監督に関すること。
- (20) 空地等の適正管理に関すること。
- (21) 豊中市伊丹市クリーンランドに関すること。
- (22) 環境クリーンセンターの車両の管理および運行に関すること。
- (23) 支所、市民課分室および人権啓発センターとの文書類の收受および連絡に関すること。

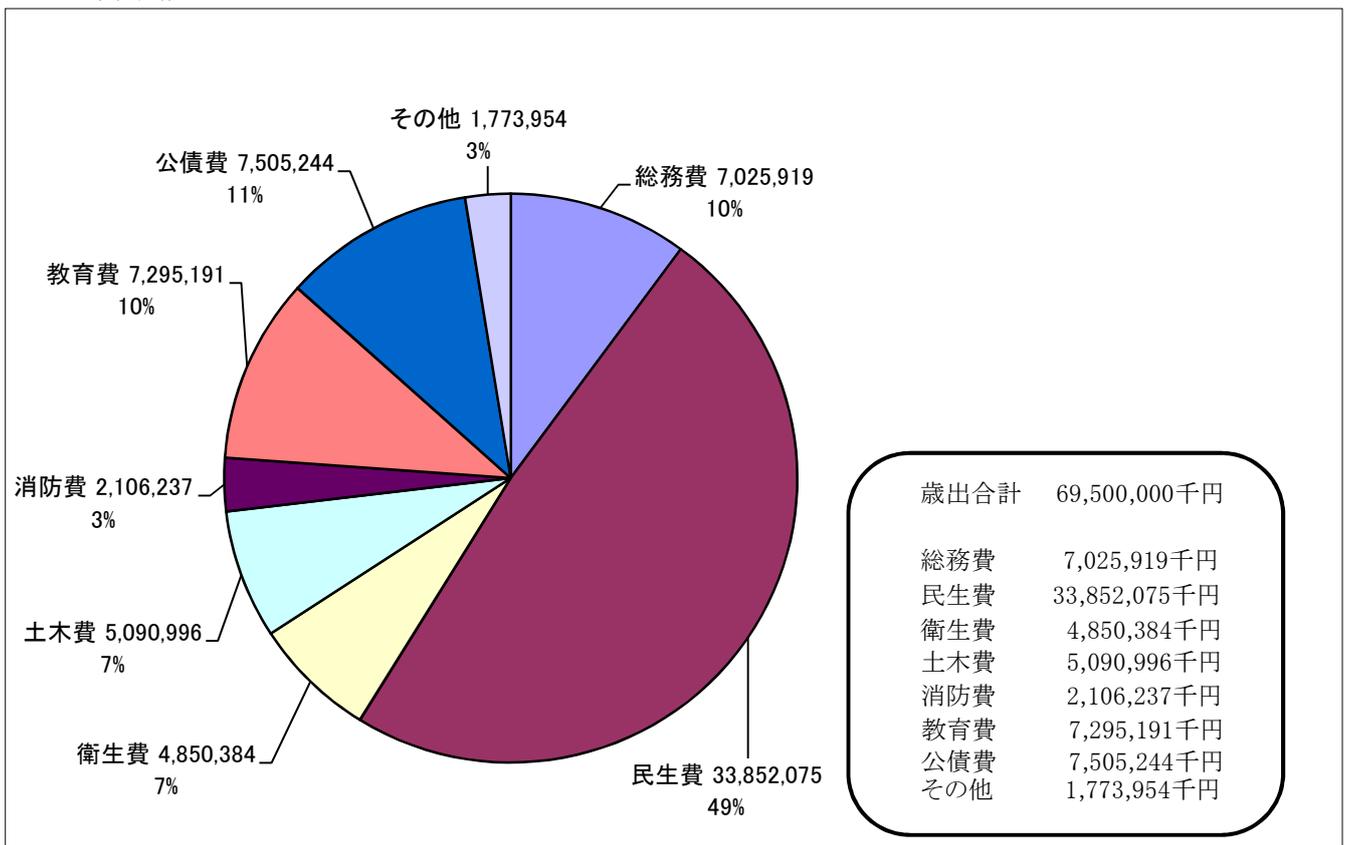
第3章 予算

1. 平成30年度 一般会計予算 構成

(歳入)



(歳出)



2. 平成30年度 清掃関係当初予算

(歳入)

(単位:円)

事 項 名	当初予算	構成比
行政財産目的外使用料	38,000	0.07%
ごみ処理手数料	11,208,000	19.95%
ごみ処理等許可更新手数料	0	0.00%
浄化槽等汚泥処分手数料	463,000	0.82%
浄化槽設置届受理・勧告等事務交付金	201,000	0.36%
し尿処理業務受託収入	22,411,000	39.89%
光熱水費実費弁償金	90,000	0.16%
古紙等売却収入	1,579,000	2.81%
空き缶等売却収入	91,000	0.16%
廃食用油売却収入	339,000	0.60%
使用済みペットボトル売却収入	2,256,000	4.02%
刊行物広告収入	300,000	0.53%
塵芥収集車等整備事業債	6,000,000	10.68%
し尿処理施設整備事業債	11,200,000	19.94%
その他	1,000	0.01%
小 計	56,177,000	100.00%
一般財源充当額	1,347,029,000	
合 計	1,403,206,000	

(歳出)

(単位:円)

費 目	小 事 業 名	当初予算	構成比
環境推進費 (2471,000)	水質汚濁対策費	2,471,000	0.18%
環境衛生費 (133,000)	環境美化衛生推進費	133,000	0.01%
清掃総務費 (779,429,000)	環境クリーンセンター管理費	32,780,000	2.34%
	豊中市伊丹市クリーンランド負担金	732,088,000	52.17%
	ごみ減量化推進事業費	4,692,000	0.33%
	車輛維持管理費	9,869,000	0.70%
塵芥処理費 (539,898,000)	塵芥・資源物収集費	539,898,000	38.48%
し尿処理費 (81,275,000)	し尿処理費	81,275,000	5.79%
合 計		1,403,206,000	100.00%

※ 人件費を除く

3. 平成29年度 清掃関係決算

(歳入)

(単位:円)

事項名	決算	構成比
行政財産目的外使用料	38,553	0.08%
ごみ処理手数料	10,923,800	23.02%
ごみ処理等許可更新手数料	110,000	0.23%
浄化槽等汚泥処分手数料	479,000	1.01%
浄化槽設置届受理・勧告等事務交付金	190,970	0.40%
し尿処理業務受託収入	28,732,410	60.56%
光熱水費実費弁償金	98,587	0.21%
古紙等売却収入	1,609,401	3.39%
空き缶等売却収入	90,544	0.19%
廃食用油売却収入	363,660	0.77%
自動車損害保険等解約返戻金	10,019	0.02%
し尿処理施設整備事業債	4,800,000	10.12%
合計	47,446,944	100.00%

(歳出)

(単位:円)

費目	小事業名	決算	構成比
財産管理費 (0)	庁舎維持管理費	0	0.00%
環境衛生費 (68,489)	環境美化衛生推進費	68,489	0.01%
清掃総務費 (750,991,344)	環境クリーンセンター管理費	30,337,081	2.13%
	豊中市伊丹市クリーンランド負担金	709,652,000	49.86%
	ごみ減量化推進事業費	847,692	0.06%
	車輛維持管理費	10,154,571	0.71%
塵芥処理費 (603,862,834)	塵芥・資源物収集費	603,862,834	42.43%
し尿処理費 (68,275,173)	し尿処理費	68,275,173	4.80%
合計		1,423,197,840	100.00%

※ 人件費を除く

4. 手数料の推移

(1) 廃棄物処理関係手数料

(単位:円)

年 度	粗大ごみ 処理手数料	死 獣	家 電	計	許可業者 申請手数料
25年度	4,270,100	1,231,500	0	5,501,600	50,000
26年度	4,162,000	1,160,000	0	5,322,000	0
27年度	3,882,000	1,194,000	0	5,076,000	50,000
28年度	8,406,300	1,194,000	0	9,600,300	0
29年度	9,918,300	1,005,500	0	10,923,800	50,000

(2) し尿処理手数料

(単位:円)

年 度	し尿処理			浄化槽汚泥	計	許可業者 申請手数料
	計画収集	臨時(仮設)	計			
25年度	1,498,400	2,434,400	3,932,800	481,000	4,413,800	60,000
26年度	1,546,800	2,504,900	4,051,700	489,000	4,540,700	0
27年度	1,531,500	2,085,800	3,617,300	479,000	4,096,300	60,000
28年度	1,391,700	2,762,000	4,153,700	501,000	4,654,700	0
29年度	1,405,800	2,116,200	3,522,000	479,000	4,001,000	60,000

5. ごみ処理経費の推移

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人 口 (人)		197,638	197,580	197,826	196,947	196,982
世 帯 数 (世帯)		78,765	79,272	80,309	79,857	80,601
ごみ収集経費	ごみ量 (t)	31,810	31,500	32,085	32,502	32,672
	収集費用 (千円)	555,302	577,289	583,821	562,929	556,958
	t 当り (円)	17,457	18,327	18,196	17,320	17,047
	1人当り (円)	2,810	2,922	2,951	2,858	2,827
	世帯当り (円)	7,050	7,282	7,270	7,049	6,910
(処 理 場 系 含 む)	ごみ量 (t)	54,870	54,948	55,653	56,266	56,048
	処理費用 (千円)	934,628	990,492	1,035,294	771,029	709,652
	t 当り (円)	17,033	18,026	18,603	13,703	12,662
	1人当り (円)	4,729	5,013	5,233	3,915	3,603
	世帯当り (円)	11,866	12,495	12,891	9,655	8,805
ごみ処理経費	経 費 (千円)	1,489,930	1,567,781	1,619,115	1,333,958	1,266,610
	t 当り (円)	34,490	36,353	36,799	31,023	29,709
	1人当り (円)	7,539	7,935	8,185	6,773	6,430
	世帯当り (円)	18,916	19,777	20,161	16,704	15,715

※1 人口は毎年10月1日推計

※2 H27年度までは、資源物(プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル)の収集量、および収集のために要した費用を除く。H28年度より、資源物(プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル)の収集量、および収集のために要した費用を含む。

第4章 施設・車両

1. 管理等施設

名 称	伊丹市環境クリーンセンター
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
電 話 番 号	072-782-0968
敷 地 面 積	3,088.63㎡
建 築 面 積	1,380.06㎡
構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・3階建
1階	事務室・更衣室・浴室・機械室
2階	事務室・会議室
3階	控室
建 築 年 月 日	昭和50年8月21日
総 工 費	226,500千円

2. し尿処理施設

名 称	伊丹市し尿公共下水道放流施設
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
処 理 能 力	82kℓ／日／5時間
施 設 の 種 類	し尿中継施設
処 理 方 式	前処理＋希釈下水道放流
延 床 面 積	541.20㎡
業 務 開 始	平成3年4月1日
総 工 費	422,237千円

3. ごみ処理施設

(平成30年4月1日現在)

豊中市伊丹市クリーンランド (総敷地面積 49,845㎡)		
名 称	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ(豊中伊丹スリーR・センター)
所 在 地	豊中市原田西町2番1号	豊中市原田西町2番1号
電 話 番 号	06-6841-5771	—
延床面積	36,411㎡	11,031㎡
建築面積	13,540㎡	5,126㎡
着工年月	平成23年11月	平成21年5月
竣工年月	平成28年3月	平成24年3月
総工費	20,558,755千円	6,478,500千円
主な処理設備	<p>【焼却設備】 175t/日×3基 ストーカ式(水平火格子)</p> <p>【焼却ガス冷却設備】 過熱器付自然循環式ボイラー エコノマイザ 純水製造装置</p> <p>【排ガス処理設備】 バグフィルタ 乾式排ガス処理装置 湿式排ガス処理装置</p> <p>【通風装置】 押込送風機 誘引通風機 排ガス再循環送風機 蒸気式空気予熱器 蒸気式ガス再加熱器</p> <p>【灰出し設備】 焼却灰搬送コンベア 灰押し出し装置 混練機 灰ピット</p> <p>【給水設備】 機器冷却水冷却塔 雨水処理装置 下水処理水前処理装置</p> <p>【排水処理装置】 プラント排水処理設備 洗煙排水処理設備</p>	<p>【処理能力】 134t/日 (不燃ごみ類系統53t/日、資源物系統81t/日)</p> <p>【不燃ごみ類系統】 (受入供給設備) (破碎設備) 高速回転破碎機、低速回転破碎機 (選別設備) 磁力選別機、風力選別機、粒度選別機、アルミ選別機、選別送風機</p> <p>【プラ容器包装系統】 (受入供給設備) (選別設備) 粒度選別機、手選別コンベア (梱包設備) 圧縮梱包機 (圧縮梱包品ストックヤード)</p> <p>【缶類系統】 (受入供給設備) (選別設備) 磁力選別機、手選別コンベア (圧縮設備)</p> <p>【びん類系統】 (受入供給設備) (選別設備) 手選別コンベア (圧縮設備)</p> <p>【ペットボトル系統】 (受入供給設備) (選別設備) 振動ふるい、手選別コンベア (圧縮設備)</p> <p>【剪定枝系統】 (破碎設備) 剪定枝破碎機</p> <p>【古紙・古布系統】 (受入供給設備)</p>

4. 保有車両

(平成30年4月1日現在)

使用区分	ごみ焼却施設	庶務・計画G	廃棄物対策G	業務管理G	保有台数計
連絡用	軽四バン	1	2	1	4
	軽四貨物	1	1		2
	軽乗用車	1			1
	小計	3	3	1	7
作業用	軽四貨物			2	2
	軽四ダンプ			1	1
	小型貨物			2	2
	2t パッカー車			2	2
	3t パッカー車		1	3	4
	コンテナ専用			2	2
	2t ダンプ車			6	6
	1.8t 糞尿車			1	1
	真空収集車			1	1
	小計	0	1	20	21
合計		3	4	21	28

第5章 ごみ処理事業

1. 伊丹市における分別区分の変遷

年度	家庭系ごみ収集区分				
昭和54年度以前	3分別（台所ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ）				
昭和55年度	日常台所ごみ （週2回）	燃える大型ごみ （月1回）	臨時ごみ （有料）	不燃ごみ （隔週1回）	資源になる 不燃ごみ （隔週1回）
平成4年度	日常・台所ごみ （週2回）	燃える大型ごみ （月1回）	臨時ごみ （有料）	不燃ごみ （燃やさないごみ） （週1回）	びんモデル分別収集 空き缶回収機による回収 （週1回） びん
平成6年度					
平成9年度	紙パック （月1回）	古紙類・古布類 （月1回）	ペットボトル （週1回）	プラスチック製容器 包装モデル事業に よる分別収集 （週1回）	空き缶のモデル 分別収集 （月2回） 空き缶 カセットホンペ 刃物の拠点回収 （週1回）
平成11年度					
平成13年度	廃食用油の拠点回収（月1回・8箇所）	「雑多な紙」を 「雑誌」に含む	プラスチック製容器包装 （週1回）	粗大ごみ 5点以下 （有料）	小型家電の ボックス回収 （週1回） 電池類の 拠点回収 （週1回） 水銀使用製品の ボックス回収
平成15年度					
平成16年度					
平成18年度					
平成24年度	古紙・古着類・紙 パックの回収を （月2回）に変更	古紙・古着類・紙 パックの回収を （週1回）に変更	規格変更	8箇所 （週1回）	9箇所 （週1回）
平成25年度					
平成28年度					
平成29年度					
平成30年度					

2.収集実績量の推移

(単位:ト)

年度 種類		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		収集人口(10月1日推計)	197,638	197,580	197,826	196,947
世帯数		78,765	79,272	80,309	79,857	80,601
可燃ごみ	一般ごみ	27,051	27,046	26,864	27,066	27,182
	大型ごみ	1,199	1,152	1,509	-	-
	粗大ごみ	157	128	126	159	176
	事業系ごみ	18,974	19,443	19,302	19,493	19,482
	自己搬入	2,168	1,948	2,279	2,367	2,277
	小計	49,548	49,717	50,080	49,085	49,117
不燃ごみ	一般ごみ	3,360	3,136	3,549	1,898	1,988
	粗大ごみ	44	39	38	96	115
	事業系ごみ	1,837	1,979	1,897	1,781	1,471
	自己搬入	81	77	89	122	144
	小計	5,322	5,231	5,573	3,897	3,718
ごみ量合計		54,870	54,948	55,653	52,982	52,835
資源物	分別収集	2,928	2,855	2,902	3,287	3,212
	市収集	2,942	2,937	2,777	3,219	2,848
	集団回収	5,524	5,378	5,194	4,974	4,801
	堆肥化	38	76	76	76	76
	小計	11,431	11,246	10,949	11,556	10,937
合計		66,301	66,194	66,602	64,538	63,772

※不法投棄廃家電を含む。

3.一般廃棄物処理計画における計画収集量と収集実績の推移

(単位:ト)

年度 種類		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		収集人口(計画人口)	196,705	196,915	196,915	196,915
可燃ごみ	一般ごみ	25,187	24,744	24,355	23,830	23,381
	大型ごみ	966	967	969	967	967
	粗大ごみ	558	558	560	558	558
	・事業系ごみ ・自己搬入	22,144	21,988	21,840	21,700	21,126
	小計	48,855	48,257	47,724	47,055	46,032
不燃ごみ	一般ごみ	2,267	2,083	1,905	1,710	1,525
	粗大ごみ	66	66	67	66	66
	・事業系ごみ ・自己搬入	1,248	1,246	1,246	1,245	1,220
	小計	3,581	3,395	3,218	3,021	2,811
合計①		52,436	51,652	50,942	50,076	48,843
収集実績量②		54,870	54,948	55,653	52,982	52,835
増減量②－①		2,434	3,296	4,711	2,906	3,992
増減比		4.6%	6.4%	9.2%	5.8%	8.2%

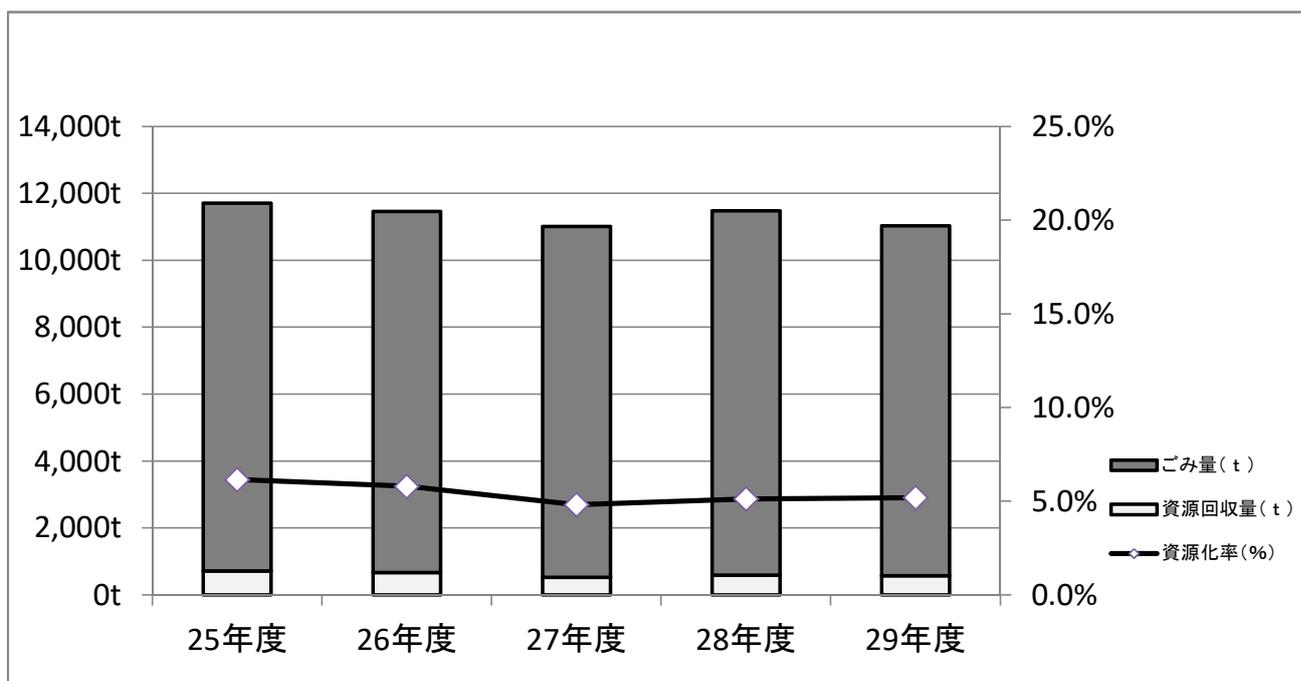
資源ごみ	分別収集	3,405	3,517	3,634	3,739	3,851
	市収集	2,799	2,822	2,853	2,869	2,895
	集団回収	8,083	8,335	8,595	8,826	9,078
	堆肥化	38	38	38	38	38
	合計①	14,325	14,712	15,120	15,472	15,862
収集実績量②		11,431	11,246	10,949	11,556	10,937
増減量②－①		-2,894	-3,466	-4,171	-3,916	-4,925
増減比		-20%	-24%	-28%	-25%	-31%

4. 一般廃棄物の総量と処分量の推移

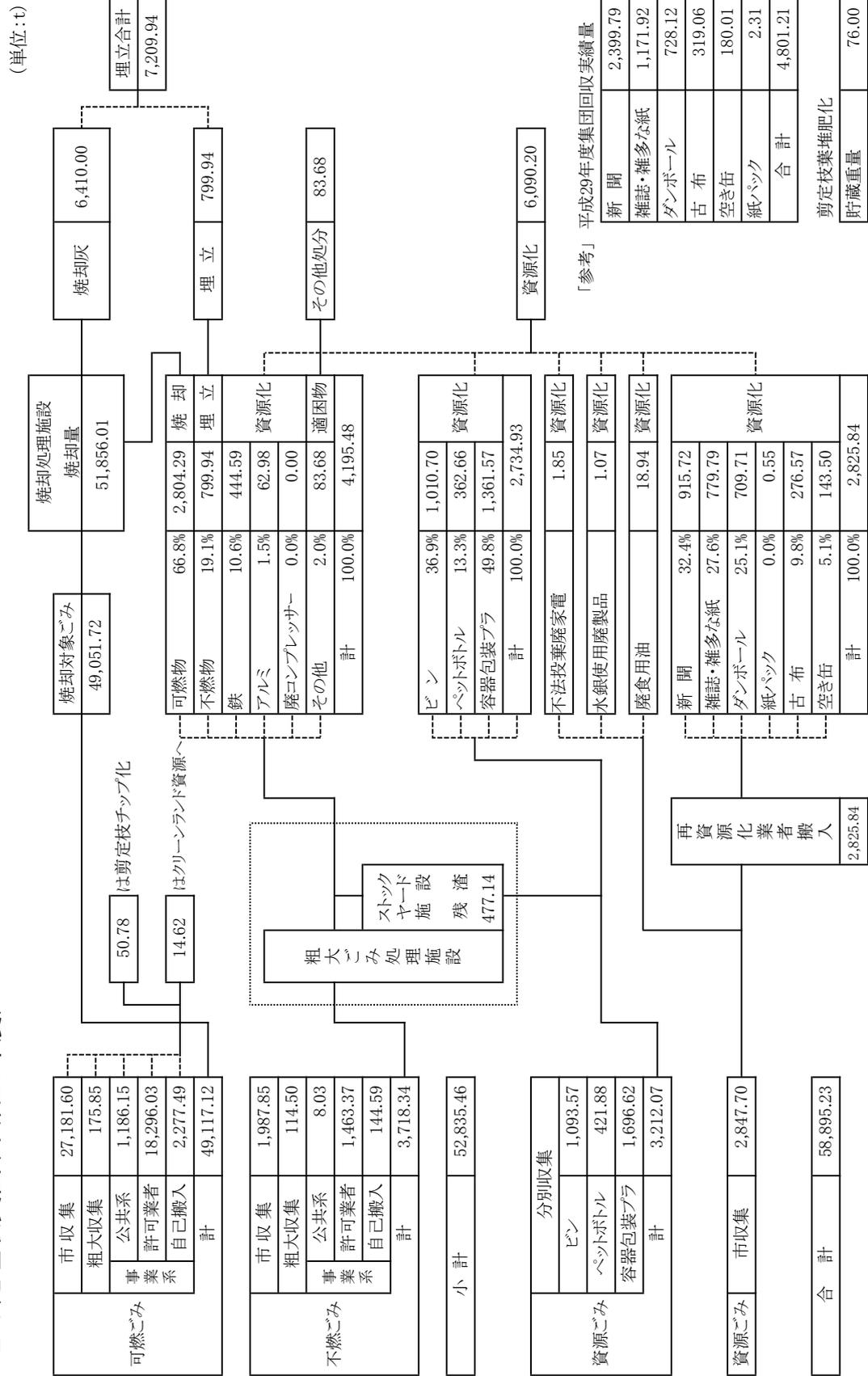
(単位:トン)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市 回 収 分	アルミ・スチール缶	81	74	68	161	144
	新聞紙等	2,842	2,843	2,689	3,038	2,682
	びん	948	938	949	995	1,011
	ペットボトル	329	324	329	360	363
	容器包装プラ	1,282	1,220	1,222	1,426	1,362
	水銀使用廃製品	—	—	—	—	1
	家電4品目	5	5	4	3	2
集 団 回 収	アルミ缶	126	125	129	162	180
	新聞紙等	5,398	5,253	5,065	4,812	4,621
廃食用油・剪定枝堆肥		57	95	96	96	95
ランド資源化量		721	665	530	589	573
資源化量		11,708	11,468	11,013	11,481	11,034
総ごみ量		66,301	66,194	66,602	64,538	63,772
資源化率(%)		17.7%	17.3%	16.5%	17.8%	17.3%

5. 資源化率の推移



7. ごみ処理収支図(平成29年度)



8. 地区別収集業者等一覧表

地域名	地区	可燃ごみ	不燃ごみ	プラ	びん ペット	資源物	収集業者		収集業者 資源物
							ごみ・プラ・びん・ペット	資源物	
荒牧	A2	火金	水	水	金	月	ヤマサエンジニアリング	資源物	エコリサイクル事業協同組合
荒牧南	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	資源物	
	A1	月木	コンテナ	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	資源物	
安堂寺町	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	資源物	
池尻	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業	資源物	
	C2	火金	コンテナ	水	金	月	エアポート企業	資源物	
	C2	火金	コンテナ	水	金	月	エアポート企業	資源物	
	E2	火金	水	水	金	木	大協	資源物	
伊丹	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協	資源物	
	E2	コンテナ	水	水	金	木	大協	資源物	
	E2	コンテナ	水	水	金	木	大協	資源物	
稲野町	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	資源物	
鑄物師	B2	火金	水	水	金	月	大協	資源物	
岩屋	E2	火金	水	水	金	木	大協	資源物	
	E1	月木	水	水	木	金	大協	資源物	
梅ノ木	D1	月木	水	水	木	金	泉興業	資源物	
	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	資源物	
大鹿	B2	火金	水	水	金	月	大協	資源物	
	B2	火金	水	水	金	月	大協	資源物	
荻野	A2	火金	水	水	金	月	ヤマサエンジニアリング	資源物	
	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	資源物	
奥畑	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業	資源物	
	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	資源物	
春日丘	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	資源物	
	D2	火金	コンテナ	水	金	木	泉興業	資源物	
北伊丹	E2	火金	水	水	金	木	大協	資源物	
	E2	火金	水	水	金	木	大協	資源物	
北園	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	資源物	

エコリサイクル事業協同組合

北野	全域	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング
北本町	1・3丁目 伊丹パークホームズ 2丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協
		E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
		D2	火金	水	水	金	木	泉興業
行基町	全域 伊丹合同宿舎	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
		D1	月木	コンテナ	水	木	金	泉興業
口酒井	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
車塚	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
桑津	全域 1～4丁目 県社鴻池第2・4・5・6 団地 鴻池宿舎 5～7丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協
		B1	月木	水	水	木	火	大協
		B1	コンテナ	水	水	木	火	大協
鴻池		B1	月木	コンテナ	水	木	火	大協
		A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング
		C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業
昆陽	全域	B2	火金	水	水	金	大協	
昆陽池	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
昆陽泉町	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業
昆陽北	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
昆陽東	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
昆陽南	全域 アピタ・コア	C1	コンテナ	水	水	木	火	エアポート企業
		E1	月木	水	水	木	金	大協
御願塚	1～5丁目 6丁目1～7番 6丁目8, 9番 7・8丁目 4丁目9, 10, 11番	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
		F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
		F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
		F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所
桜ヶ丘	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
清水	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
下河原	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
鈴原町	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業

エコリサイクル事業協同組合

千僧	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
高台	アルビス千僧	D1	コンテナ	水	水	木	金	泉興業
中央	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
寺本	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協
	1丁目	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
	2~6丁目	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業
寺本東	アルビス寺本	C2	コンテナ	水	コンテナ	金	月	エアポート企業
	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
中野北	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協
中野西	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協
	マイシティ伊丹	B1	月木	水	コンテナ	木	火	大協
中野東	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協
中村	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
西台	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協
	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協
西野	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協
	シャルマンコーポ伊丹	B1	月木	水	コンテナ	木	火	大協
	県営西野高層	B1	月木	水	コンテナ	木	火	大協
野間	マイシティ武庫川レックス	B1	月木	水	コンテナ	木	火	大協
	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
野間北	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
東有岡	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
	コープ野村伊丹第1・2	E2	火金	水	コンテナ	金	木	大協
東桑津	サン伊丹駅前ハイッ	E2	火金	水	コンテナ	金	木	大協
	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
東野	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
平松	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協
	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
藤ノ木	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
	全域	D2	火金	水	水	金	木	大協
船原	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業

エコリサイクル事業協同組合

堀池	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
松ヶ丘	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業
美鈴町	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
瑞ヶ丘	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
瑞原	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
瑞穂町	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
緑ヶ丘	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
	自衛隊東野宿舎	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協
	自衛隊良連寺宿舎	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協
南鈴原	自衛隊総監部(管内者分)	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協
	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
南町	1・2・4丁目	E1	月木	水	水	木	金	大協
	グラントマン新伊丹	E1	月木	コンテナ	水	木	金	大協
	3丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協
南野	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
南野北	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
南本町	1～7丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協
	尼崎池田線(13号線)東	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
	パレス新伊丹	E1	月木	水	水	木	金	大協
宮ノ前	1～7丁目	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
	尼崎池田線(13号線)西	D2	火金	コンテナ	水	金	木	泉興業
森本	みやのまち3・4号館	E2	火金	水	水	金	木	大協
	県営森本高層	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
山田	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業
若菱町	全域	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所

第 6 章 ゴミ減量・再資源化事業

1. 資源回収の推移

(単位:トン)

種 類	新 聞	雑誌・ 雑多な紙	ダンボール	紙パック	古 布	小計	空 き 缶	び ん	ペットボトル	プラ製 容器包装
							H4年 8月	H9年 10月	H9年 10月	H13年 10月
実施時期	H6年 12月	H6年 12月	H6年 12月	H9年 4月	H12年 4月					
回 収 日	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回		月2回	週1回	週1回	週1回
25年度	1,163.7	734.7	592.9	1.6	348.9	2,841.9	80.6	990.3	382.7	1,550.3
26年度	1,140.7	609.2	745.5	1.6	346.7	2,843.7	73.7	975.4	372.8	1,506.8
27年度	1,036.6	605.4	737.1	0.9	308.6	2,688.6	68.1	1,002.9	373.4	1,522.1
28年度	1,074.6	870.1	743.1	0.7	350.5	3,038.4	160.9	1,102.5	418.6	1,762.6
29年度	915.7	779.8	709.7	0.6	276.6	2,682.4	143.5	1,093.6	421.9	1,696.6

(新聞、雑誌・雑多な紙、ダンボール、紙パック、古布、空き缶の回収日は平成 28 年度より週 1 回実施)

2. 再生資源集団回収事業《開始時期：平成 2 年 7 月より》

(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況 (平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日) (単位:トン)

種 別	団体数	回収量 (トン)							奨 励 金 交 付 額 (円)
		新聞	雑誌・ 雑多な紙	ダンボール	古布	空き缶	紙パック	合計	
自治会	128	1,553.2	746.9	476.0	206.3	113.2	0.0	3,095.6	12,382,564
管理組合	84	334.4	198.7	99.3	56.0	22.7	0.1	711.2	2,844,792
子供会	48	301.6	128.3	78.4	33.5	16.6	0.0	558.4	2,233,400
P T A	23	64.3	45.1	26.6	5.8	4.8	0.0	146.6	586,316
婦人会	6	27.0	12.7	19.1	3.3	2.0	0.0	64.1	256,476
老人会	11	63.1	19.9	11.1	4.5	6.2	0.0	104.8	419,324
その他	20	56.2	20.3	17.6	9.7	14.5	2.2	120.5	481,936
合 計	320	2,399.8	1,171.9	728.1	319.1	180.0	2.3	4,801.2	19,204,808

*回収奨励金 1 kg 当り 平成 2 年 7 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日まで 3 円
平成 5 年 4 月 1 日から現在まで 4 円

(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況

(平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日 ・前年実績を限度とする)

業者数	回収量(t)	奨励金額(円)
31	4,801	0

*回収業者補助金 1 kg 当り 平成 10 年 6 月から平成 15 年 6 月まで 2 円
平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月まで 1 円
現在は休止

3. 廃食用油回収事業

(1)概要

家庭などから排出される使用済み天ぷら油は、消費者協会等が中心となり粉石鹼の原材料として廃食用油の回収運動が実施されてきました。

これらの運動を引き継ぎ、本市におけるリサイクルを含めた環境に係わる多面的な事業の展開の一環として平成 11 年度より廃食用油再生燃料化事業を行い、有効に再利用するとともに、省資源やリサイクルを実践するための教材としても活用してきました。

しかし、ディーゼルエンジンコモンレールシステムの車両が増加し、古い型のディーゼル車が減少したことから B D F の使用範囲が限られ、平成 25 年 4 月 25 日より B D F の運用は停止し、平成 26 年 10 月 14 日で施設を撤去しました。

(2)廃食用油回収量の推移 《開始時期：平成 11 年度から》

年度	拠点回収		公共施設回収		自治会回収		合計
	回収量(ℓ)	箇所	回収量(ℓ)	箇所	回収量(ℓ)	箇所	
25年度	4,875	8	7,385	18	6,955	68	19,215
26年度	5,755	8	6,790	15	6,715	48	19,260
27年度	6,130	8	7,030	16	6,537	72	19,942
28年度	6,035	8	7,835	16	5,950	69	19,820
29年度	7,995	8	5,450	16	5,496	63	18,941

4. ごみ減量等市民啓発事業

(1)概要

環境を守り、快適な生活環境をつくり出すためには、使い捨てるの意識をあらため、廃棄物発生抑制、リサイクルの推進により限りある資源の有効利用を図り資源循環型社会を実現しなければなりません。

このためには、市民・事業者・行政がごみ問題の重要性を理解し、互いに協力して、それぞれの役割を果たすなど、ごみ問題に対する意識を高める啓発活動の取り組みがますます重要です。

(2)主な取り組み内容

1) 広報紙への掲載

◆平成 29 年度掲載回数 13 回

2) 地域リサイクル推進員の配置

平成 6 年 9 月から市民と市のパイプ役として、情報の発信源、市民の情報交換の場として地域リサイクル推進員 1 名を配置し、リサイクル情報誌(まる)の発行やエコショップの拡大と指導・啓発、また、ごみ処理施設の見学会や市民からのリサイクルの相談などの取り組みを行っております。

◆平成 29 年度情報誌発行回数 1 回発行部数 4,400 部

3) 伊丹市保健衛生推進連合会の活動

昭和 41 年 5 月から健康で明るく住みよい町づくりをめざして地域の中心的な役割を担い、保健衛生・環境美化の実践活動を進めておられる保健衛生推進連合会には、全市のな一斉清掃を行う「環境美化推進の日」や「伊丹市ごみ減量等推進員(クリーンいたみ推進員)活動」等、様々なごみ問題を推進するための施策に協力を願っております。

4) FM いたみ・ケーブル TV での放送・放映

FM いたみやケーブル TV を通して、ごみ問題に関する情報提供や啓発活動の取り組みを実施しております。

◆平成 29 年度 FM いたみ放送 3 本 51 回

5) 環境ポスター・標語の募集

平成 3 年度から市内在住の小中学生を対象に環境問題をテーマとしたポスター・標語を募集し、環境問題に対する意識の向上を図るための取り組みを実施しております。

◆平成 29 年度応募総数 ポスター 2,186 点 標語 1,179 点

6) 環境啓発冊子の作成

市内小学校 4 年生全員を対象に作成・配布しております。

◆平成 29 年度配布部数 2,200 部

7)環境カレンダーの作成

平成 10 年度より作成し、市内小中学校各学級及び希望する市民に配布しております。

◆平成 29 年度配布部数 2,300 部

8)いたみ環境&リサイクル・フェアの開催

平成 10 年度からエコロジーマーケット実行委員会によるリサイクル製品の展示・即売等が実施されております。

◆平成 29 年度参加人員 約 500 人

9)ごみ分別啓発ビデオの活用

「分けて減らそう！家庭のごみ」ビデオを市ホームページで公開しております。また、市民団体等へのDVDの貸し出しや、「まちづくり出前講座」での放映もしております。

5. 伊丹市ごみ減量等推進協議会事業 (クリーンいたみ推進協議会)

(1)概要

伊丹市ごみ減量等推進員の活動の効果的推進と本市におけるごみ減量・資源化のより一層の推進を図り資源循環型社会の構築をめざすため、伊丹市ごみ減量等推進協議会を平成9年6月1日に設置し、清潔で快適な生活環境を確保するための事業として取り組んでいます。

(2)推進協議会の活動内容

- 1)ごみ減量等推進員の活動状況に関すること。
- 2)ごみの分別と適正排出の指導・啓発方法に関すること。
- 3)地域の環境美化活動に関すること。
- 4)ごみの減量化・資源化に関すること。
- 5)ポイ捨て・ごみ不法投棄の防止に関すること。

(3)推進員の活動内容

- 1)ごみの分別と正しい出し方の指導・啓発。
- 2)ごみの減量とリサイクル推進のための指導・啓発。
- 3)集団資源回収・環境美化等の推進。
- 4)不法投棄の監視・通報。
- 5)その他ごみの減量・資源化に係る市の施策への協力。

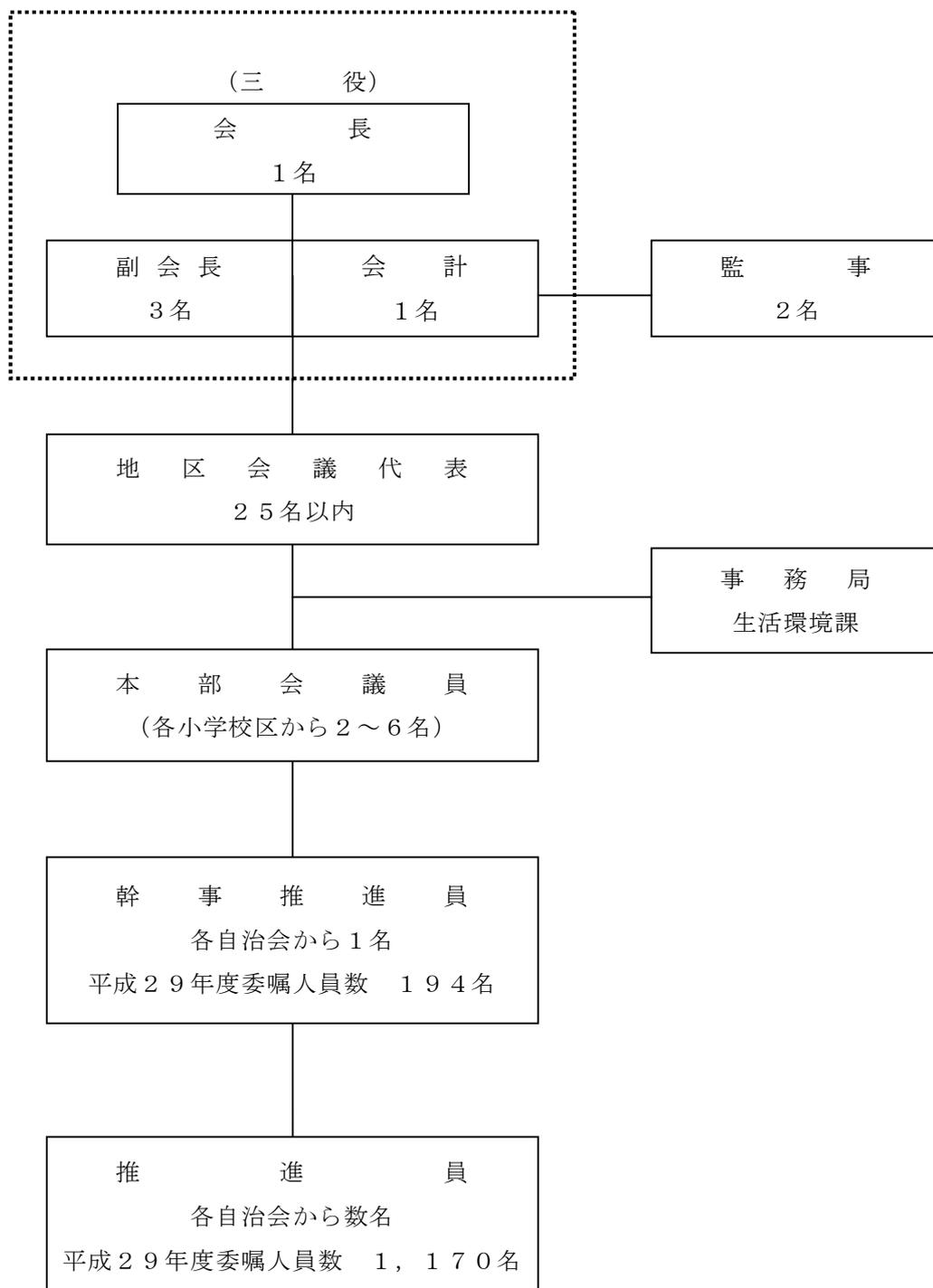
(4)推進協議会会議等の実施状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
三 役 会	7回	7回	7回	6回	6回
本 部 会 議	3回	3回	3回	3回	3回
推 進 員 研 修 会	2回	2回	2回	2回	2回

平成30年3月末で伊丹市ごみ減量等推進協議会と伊丹市保健衛生推進連合会を組織統合し、伊丹市ごみ減量等推進協議会の事業を伊丹市保健衛生推進連合会が引き継ぐこととし、伊丹市ごみ減量等推進員は保健衛生推進連合会ブロック長が兼務することとしました。

(5)伊丹市ごみ減量等推進協議会組織図

(クリーンいたみ推進協議会)



6. 事業系ごみの減量化啓発事業

多量排出事業所に対して、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付ける条例を施行し、提出を受けた減量計画書に基づきごみの排出指導を行いました。更に、事業系ごみを減量するために、古紙分別啓発チラシを作成し事業者配布しました。

また、事業系ごみの適正処理を推進するため、豊中市伊丹市クリーンランドと合同で搬入検査を行い、産業廃棄物の搬入規制など監視体制を強化しました。

7. 不法投棄防止対策事業

伊丹警察署、阪神北県民局、伊丹市が合同で、不法投棄防止啓発、情報交換等を実施しました。また、不法投棄防止重点地区（森本・岩屋・荒牧・荒牧南・南町）を中心に職員によるパトロール、不法投棄防止看板の設置等の啓発により不法投棄の防止に努めました。

第 7 章 し尿処理事業

1. 概説

現在し尿処理は、公共下水道、浄化槽、くみ取り便所の 3 つの方法で処理しています。

浄化槽については、使用者責任において法定検査（法第 11 条）、管理、清掃を的確に実施しなければ放流水による水質汚濁、悪臭など諸々の問題を生じ、環境を汚染する恐れがあるため、浄化槽担当職員による啓発及び、立入り検査による指導を行っています。

くみ取り便所については、平成 17 年度から業者委託（1 業者）により概ね月 2 回の収集を行っています。

平成 20 年度より、豊中市伊丹市クリーンランド新焼却炉建設の影響により、豊中市し尿処理施設閉鎖に伴い、豊中市のし尿・浄化槽汚泥を受け入れています。

2. し尿収集の推移

区 分		年 度					
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
人 口		197,638	197,580	197,826	196,947	196,982	
世 帯 数		78,765	79,272	80,309	79,857	80,601	
収 集 人 数 (人)		338	320	306	287	298	
収 集 世 帯 (世帯)		134	128	122	116	122	
し 尿	計画収集	収集量 (ℓ)	493,420	47,600	462,750	300,770	305,950
	臨時収集	収集量 (ℓ)	130,410	135,810	102,870	153,900	109,620
		収 集 回 数	451	457	400	496	397
	収 集 量 計 (ℓ)		623,830	609,410	565,620	454,670	415,570
浄化槽汚泥量 (ℓ)		481,900	488,450	472,980	497,350	480,460	

※人口は毎年 10 月 1 日推計

豊中市処理量	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
し尿投入量 (ℓ)	489,980	397,100	347,910	354,110	375,350
浄化槽汚泥投入量 (ℓ)	181,630	179,000	168,080	204,430	207,930

3. し尿処理手数料

人数制料金	一般の家庭については、1人につき月額300円
従量制料金	一般の家庭以外については180ℓにつき1,200円 (一時的な事業活動のための臨時収集は1回につき3,500円加算)
浄化槽汚泥	1kℓにつき1,000円

4. し尿処理手数料の推移

	平成10年以前	平成10年4月改正	平成19年4月改正
人数制料金	1人月額250円	1人月額300円	1人月額300円
従量制料金 (臨時に収集するもの)	180ℓにつき950円	180ℓにつき1,200円 (1回につき2,500円加算)	180ℓにつき1,200円 (1回につき3,500円加算)
浄化槽汚泥	1kℓにつき700円	1kℓにつき1,000円	1kℓにつき1,000円

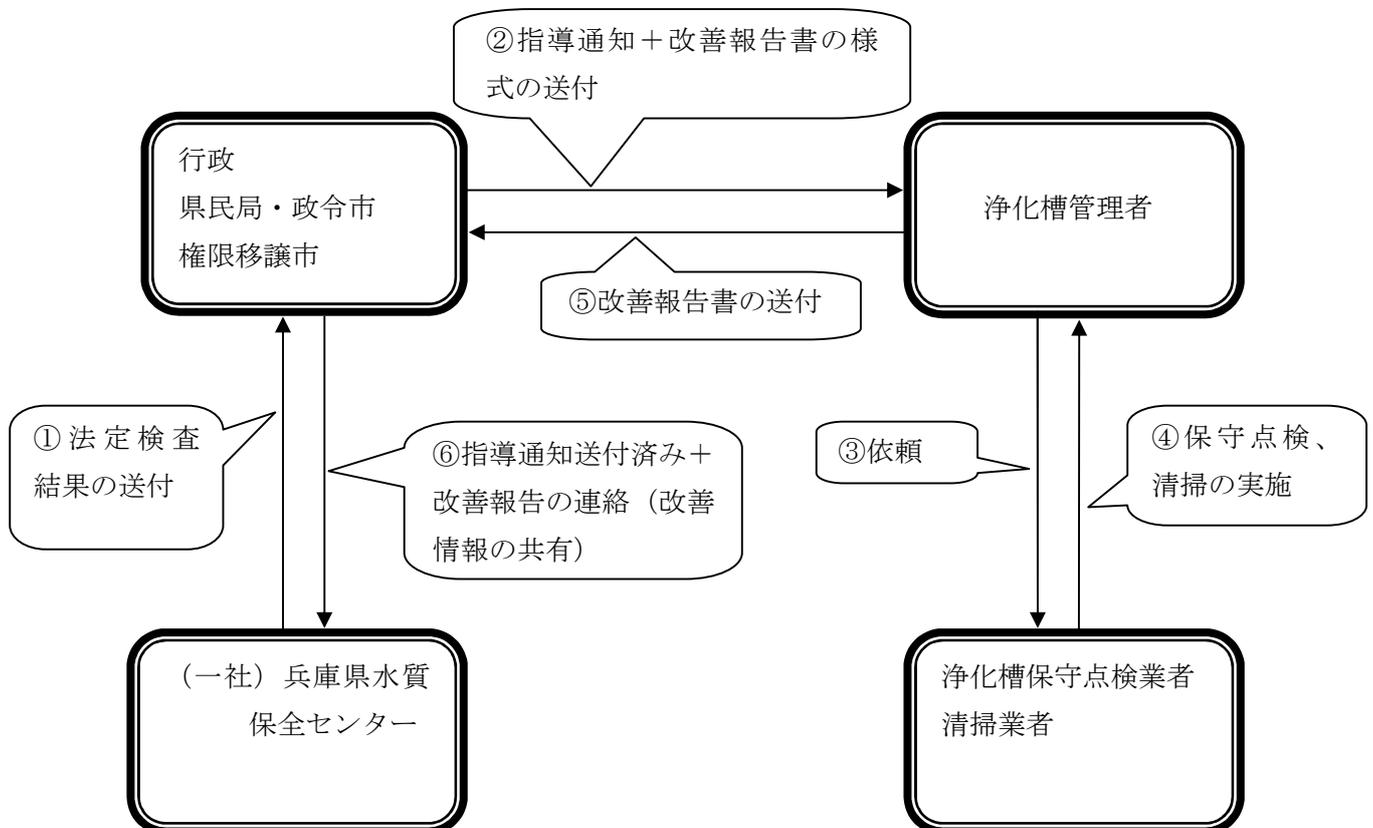
5. 浄化槽について

(1)概説

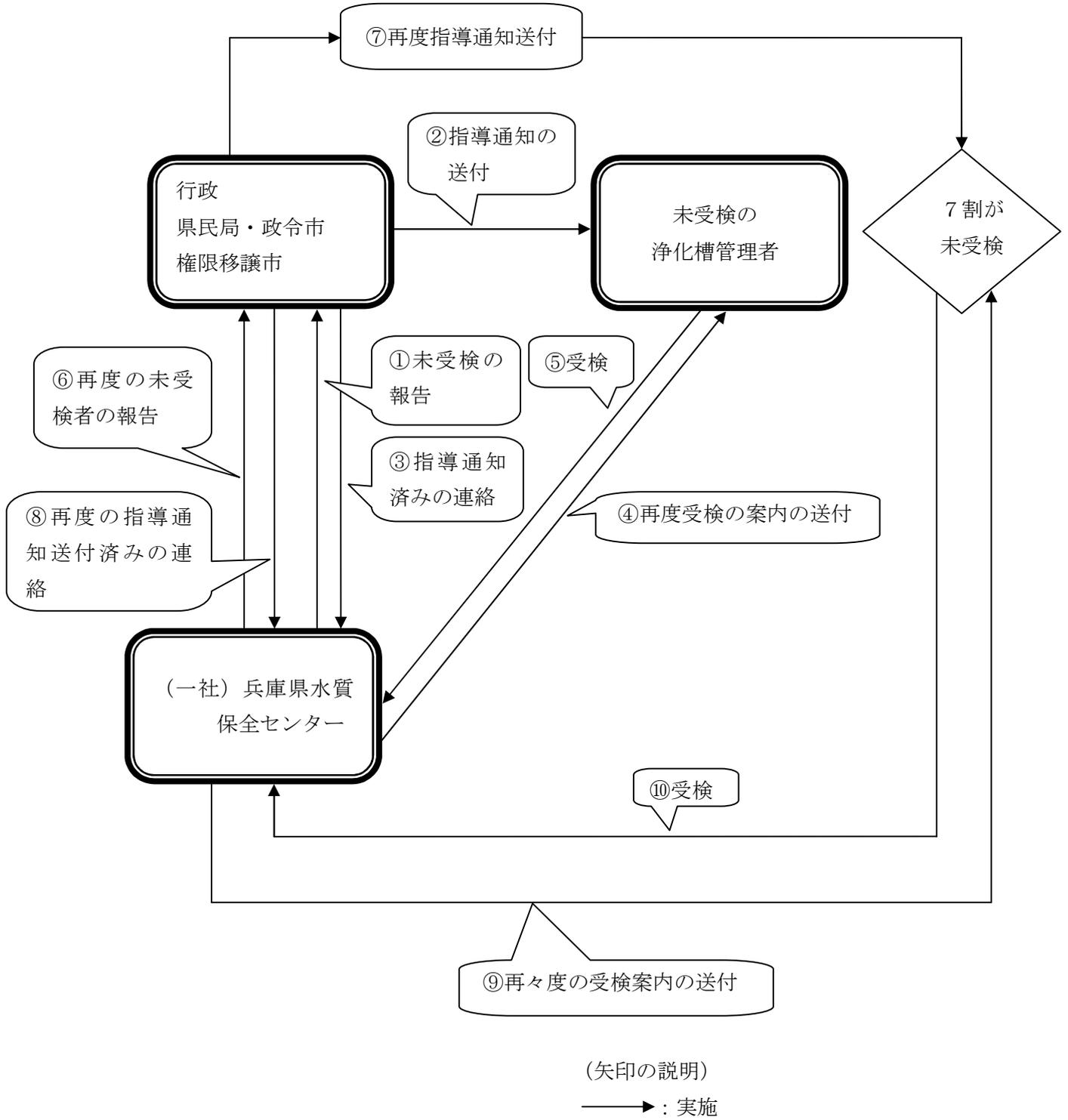
浄化槽法は、昭和 60 年 10 月 1 日に施行されて以来、関係法令の改正、水質汚濁防止の観点から、これまで幾度かの改正が行われてきましたが、平成 18 年 2 月 1 日の浄化槽法の改正により、浄化槽法の目的に公共用水域等の水質の保全が明記され放流水の水質基準が設定された他、法定検査が確実に行われ、法定検査に基づき行政が適切な指導監督を行えるようにするため、浄化槽管理者等への指導権限が強化されました。

この権限強化を踏まえて、兵庫県各県民局、政令市、権限移譲市（伊丹市他 7 市）では、平成 18 年度から、指定検査機関である（一社）兵庫県水質保全センター（以下、「センター」と言う。）が実施する法定検査（浄化槽法 7 条及び第 11 条に規定）の結果に基づいて、センターと権限移譲市である当市と連携し、不適正判定を受けた浄化槽管理者及び法定検査の未受検者に対する指導を行っています。

(2)不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロー図



(3)未受検者に対する指導事務フロー図



(4)設置基数の推移

年 度	25年	26年	27年	28年	29年
設 置 基 数	163	157	157	149	147
立入検査基数	53	34	43	44	11

(5)容量別設置基数

①新構造基準適用

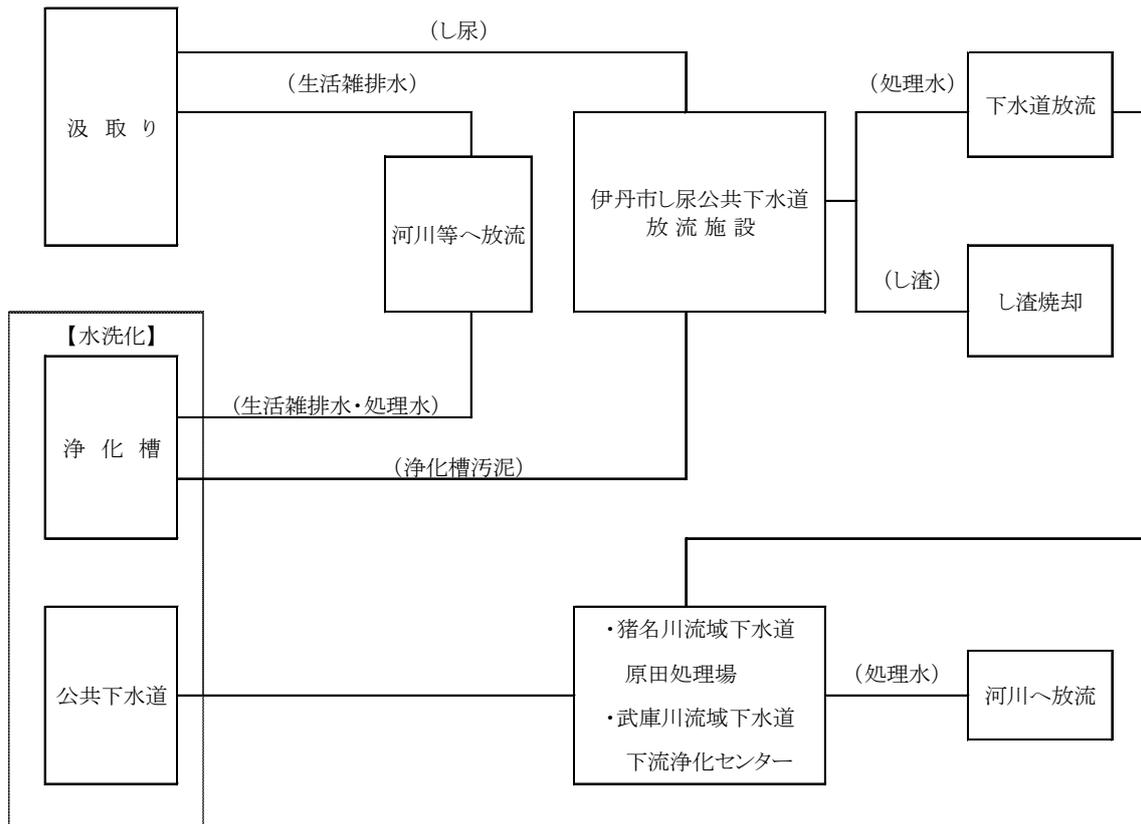
人槽 種類	人槽							計
	5~10	11~20	21~50	51~100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	
単 独 処 理	46	10	22	2	1	0	1	82
合 併 処 理	6	3	4	0	0	0	0	13
計	52	13	26	2	1	0	1	95

②旧構造基準適用

人槽 種類	人槽			計
	~20	21~ 100	101~ 200	
単 独 処 理	51	1	0	52
合 併 処 理	0	0	0	0
計	51	1	0	52

浄化槽設置基数 合 計 ①+②	
単独処理	134
合併処理	13
合 計	147

(6)生活排水処理図



(7) 浄化槽法に関する事務権限の移譲事項

地方自治法第 252 条 17 の 2 第 1 項において、県知事はその事務の一部を市町村等に移譲できることとされていますが、浄化槽法に関する事務のうち下記項目について移譲します。

記

《伊丹市の移譲事項》

- ① 法第 5 条第 1 項・浄化槽の設置（変更）の届出の受理
- ② 法第 5 条第 2 項・浄化槽の設置（変更）の届出に係る勧告
- ③ 法第 5 条第 4 項の規定による設置届（変更届）の内容が相当であると認める通知
- ④ 法第 7 条第 2 項・設置後等の水質検査実施報告の受理
- ⑤ 法第 7 条の 2 第 1 項・設置後等の水質検査についての指導及び助言
- ⑥ 法第 7 条の 2 第 2 項・設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告
- ⑦ 法第 7 条の 2 第 3 項・設置後等の水質検査についての措置命令
- ⑧ 法第 10 条の 2 第 1 項・浄化槽の使用開始報告書の受理
- ⑨ 法第 10 条の 2 第 2 項・浄化槽技術管理者の変更報告書の受理
- ⑩ 法第 10 条の 2 第 3 項・浄化槽管理者の変更報告書の受理
- ⑪ 法第 11 条の 2・浄化槽の使用廃止の届出の受理
- ⑫ 法第 11 条の第 2 項・定期検査（第 11 条検査）実施報告の受理
- ⑬ 法第 12 条第 1 項・保守点検、清掃について助言、指導及び勧告
- ⑭ 法第 12 条第 2 項・保守点検、清掃について改善命令、使用停止命令
- ⑮ 法第 12 条の 2 第 1 項・水質の定期検査（第 11 条検査）の助言、指導
- ⑯ 法第 12 条の 2 第 2 項・水質の定期検査（第 11 条検査）を受けるべき旨の勧告
- ⑰ 法第 12 条の 2 第 3 項・水質の定期検査（第 11 条検査）についての措置命令
- ⑱ 法第 53 条第 1 項の規定による浄化槽管理者等に対する報告徴収
- ⑲ 法第 53 条第 2 項の規定による浄化槽管理者等への立入検査、質問

平成 25 年 4 月 5 日作成

第 8 章 環境衛生事業

1. 空き地の適正管理指導業務について

(1) 概説

市民の方から、空き地に関する苦情（除草・樹木の伐採及び剪定・そ族昆虫の発生・不法投棄）を伊丹市環境保全条例に基づいて、空き地の所有者に対し管理指導を行いました。

・空き地の除草

所 有 者			除 草 対 象 空 地		除 草 空 地		除 草 率 (%)	
市 内	市 外	不 明	件 数	面 積 ^m ²	件 数	面 積 ^m ²	件 数	面 積 ^m ²
7名	4名	9名	13件	4,318.70 ^m ²	12件	4,071.37 ^m ²	92.31%	94.27%

伊丹市環境保全条例とは

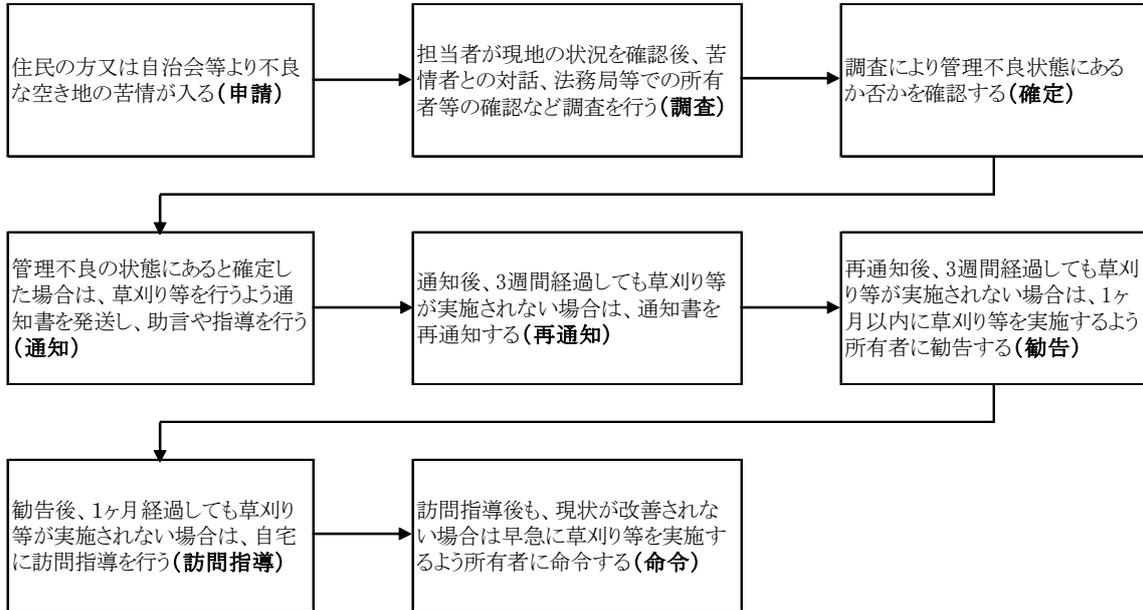
第 1 条 この条例は、伊丹市環境基本条例（平成 15 年伊丹市条例第 3 号）の理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講ずるとともに、生活環境と地球環境の保全および創造に関する施策を定めて推進することにより、市民の健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

（空き地の適正管理等）

第 6 5 条 空き地の所有者、占有者または管理者は、当該空き地に繁茂した雑草、枯草または投棄された廃棄物を除去し、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等付近住民の生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して付近住民の生活環境を著しく侵害している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、または命令することができる。

(2) 指導フロー



第9章 業者関係

1. 粗大ごみ受付センター（072-769-5380）

業者名	所在地	電話番号
(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	534-0024 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	06-6450-5460

2. ごみ収集委託業者

業者名	所在地	電話番号
(株)大協	664-0837 伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアースポーツ企業(株)	664-0842 伊丹市森本1丁目8番地の9	072-771-0338
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
鍵本産業(株)	561-0845 豊中市利倉2丁目12番35号	06-6323-0332
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	662-0934 西宮市西宮浜3丁目2番2号	0798-26-3555
(株)関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966

3. し尿収集委託業者

業者名	所在地	電話番号
伊丹市環境事業協同組合	664-0898 伊丹市千僧2丁目167番地の301	072-777-2825

4. 古紙類・古布・空き缶回収

業者名	所在地	電話番号
伊丹市エコリサイクル事業協同組合	664-0844 伊丹市口酒井3丁目3番21号	072-772-4880

5. 一般廃棄物収集・運搬許可業者

業者名	所在地	電話番号
(株)大協	664-0837 伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアースポーツ企業(株)	563-0034 池田市空港2丁目368番地	06-6855-1113
鍵本産業(株)	561-0845 豊中市利倉2丁目12番35号	06-6323-0332
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	662-0934 西宮市西宮浜3丁目2番2号	0798-26-3555
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
阪神器化学(株)	663-8215 西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
(株)東洋工業所	660-0054 尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
(株)関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966
(株)猪名川動物霊園	666-0214 川辺郡猪名川町清水字前谷51番地2	072-769-0339
(株)美濃ラボ	503-0321 岐阜県海津市平田町今尾1195番地1	0584-66-3657

6. 浄化槽清掃許可業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集・運搬許可業者

業者名	所在地	電話番号
(株)東洋工業所	660-0054 尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
阪神器化学(株)	663-8215 西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
(株)関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番11号	072-777-6966

7. 豊中市し尿収集運搬業務受託業者

業者名	所在地	電話番号
豊中環境整備(株)	561-0836 豊中市庄内宝町2丁目8番15号	06-6335-5125

8. 一般廃棄物(豊中市の浄化槽汚泥のみ)積卸許可業者

業者名	所在地	電話番号
(株)セツヨウ	560-0085 豊中市上新田1丁目24番M-101号	06-6871-3566
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
エスク(株)	574-0077 大東市三箇4丁目18番18号	072-871-1065
出口興産(株)	577-0833 東大阪市柏田東町11番41号	06-6727-8481
(有)永田清掃	580-0034 松原市天美西2丁目4番38号	072-331-4600
柁木工業(株)	554-0032 大阪市此花区梅町2丁目2番25号	06-6464-2300
柿本工業(株)	546-0012 大阪市東住吉区中野1丁目14番24号	06-6702-2722
(株)百野工業所	556-0004 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番22号	06-6641-4197

第 10 章 参考資料

1. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例

平成 4 年 10 月 2 日

条例第 33 号

注：平成 15 年 10 月から改正経過を注記した伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和 47 年伊丹市条例第 13 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令に定めのあるもののほか、本市における廃棄物の出の抑制およびその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理ならびに清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物処理施設を損傷するおそれのある製品、容器等については、自らの下取りによる回収を行い、製品、容器等の再利用による販売を行う等適正な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第 5 条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進する等によりその減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 6 条 本市における廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、伊丹市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(平 15 条例 26 ・ 一部改正)

(清潔の義務)

第 7 条 土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者。以下「占有者」という。）は、常にその土地または建物の清掃をして清潔を保つように努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第 8 条 市長は、法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを告示しなければならない。当該計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(占有者の義務)

第 9 条 占有者は、その土地または建物内の廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う廃棄物の収集、運搬および処分(以下「市の廃棄物処理」という。)に協力しなければならない。

2 占有者は、廃棄物を収納する容器について、廃棄物が飛散し、流出し、およびその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器および当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

3 市の廃棄物処理を受ける占有者は、当該処理を受けるに際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有毒性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物
- (5) その他市の廃棄物処理に支障を及ぼすおそれのある物

(廃棄物処理の申出)

第 10 条 占有者は、臨時にまたは継続して市の廃棄物処理を受けようとするときは、別に定めるところにより、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の廃棄物のうち、犬、猫等の動物の死体は、他の廃棄物と区別しておかなければならない。

(廃棄物減量計画の提出)

第 11 条 規則で定める規模以上の廃棄物を排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)は、その排出する廃棄物の再生利用等による減量に関する計画(以下「廃棄物減量計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。廃棄物減量計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(廃棄物管理責任者の届出)

第 12 条 多量排出事業者は、その排出する廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものを行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(指導および勧告)

第 13 条 市長は、多量排出事業者が第 11 条または前条の規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた多量排出事業者が、当該指導に従わないときは、期限を定めて、廃棄物減量計画の提出または廃棄物管理責任者の届出をすべき旨の勧告をすることができる。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(公表)

第 14 条 市長は、前条の勧告を受けた多量排出事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(一般廃棄物処理の拒否の措置)

第 15 条 市長は、第 11 条の規定に違反したことにより第 13 条第 2 項の勧告を受けた多量排出事業者が、前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その排出する廃棄物の処理の拒否に関し必要な措置を講ずることができる。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(多量の廃棄物)

第 16 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定による事業活動から生ずる多量のごみ、粗大ごみ等の廃棄物について、市長が、運搬すべき場所および方法を指示することができる範囲は、次のとおりとする。ただし、他の廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、当該廃棄物の処理に支障のない範囲内の量とする。

(1) 1 日の平均排出量が 10 キログラム以上のもの

(2) 一時の排出量が 100 キログラム以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、当該廃棄物で 1 日の平均排出量が 10 キログラム未満であっても、毎日または隔日に処理を必要とするものは、前項の廃棄物とみなす。

3 第 1 項に規定する廃棄物について、運搬すべき場所および方法を指示された者は、あらかじめ、破碎、圧縮等の適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(平 21 条例 9 ・ 旧第 11 条繰下)

(廃棄物処理手数料)

第 17 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき、市の廃棄

物処理に関し、次に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) 死獣処理手数料
- (3) し尿処理手数料
- (4) 浄化槽等汚泥処分手数料
(平 21 条例 9・旧第 12 条繰下, 平 22 条例 11・一部改正)

(ごみ処理手数料)

第 18 条 ごみ処理手数料は、次に掲げるごみの処理に関して徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日常生活に伴って一時に多量に生じたごみ(次号に規定する粗大ごみで一時に生じた数量が規則で定める数量以上のものを含む。)で、臨時の収集を要するもの 10 キログラムにつき 160 円の割合で計算して得た額。ただし、重量の認定が困難なときは、1 立方メートルにつき 4,800 円の割合で計算して得た額とする。
- (2) 日常生活に伴って生じた粗大ごみ(規則で定める大きさを超えるごみをいう。)で前号に該当しないもの 粗大ごみの種類ごとに 4,000 円以下で規則で定める額
- (3) 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物 次に掲げる機械器具の種類ごとにそれぞれに定める額
ア ユニット形エアコンディショナー 1 台につき 2,500 円
イ テレビジョン受信機 1 台につき 2,500 円
ウ 電気冷蔵庫および電気冷凍庫 1 台につき 4,000 円
エ 電気洗濯機および衣類乾燥機 1 台につき 2,500 円
(平 24 条例 18・全改・一部改正)

(死獣処理手数料)

第 19 条 死獣処理手数料は、犬、猫等の動物の死体の処理に関して徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。

種類		1 死体に係る額
犬	シェパードおよびこれに準ずる大型成犬	3,500 円(2,000 円)
	上記以外のもの	3,000 円(2,000 円)
猫その他の死獣		2,000 円(1,000 円)

備考 括弧書は、伊丹市営斎場へ持ち込んだ場合の額を表す。

(平 19 条例 20・一部改正, 平 21 条例 9・旧第 14 条繰下)

(し尿処理手数料)

第20条 し尿処理手数料(以下、この条において「手数料」という。)は、し尿の処理に関して徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。

(1) 人数割制料金

一般の家庭については、人数割制とし、1人につき月額300円の割合で計算して得た額

(2) 従量制料金

一般の家庭以外のものについては、従量制とし、180リットルにつき1,200円の割合で計算して得た額(一時的な事業活動のために臨時に収集するものについては、当該額に収集1回につき3,500円を加算した額)

2 手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、毎年4月1日現在の状態によって、市長が認定する。

3 4月2日以後に、転入等により新たに手数料の納付義務が発生した者には、その発生した月分から手数料を徴収する。この場合において、手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、手数料の納付義務の発生した日の状態によって、市長が認定する。

4 4月2日以後に転出等により、手数料の納付義務が消滅した者には、その消滅した月分まで手数料を徴収する。

5 4月2日以後において、世帯人員に変更のあった場合は、その届出により第3項および前項の規定に準じて、市長が認定する。

(平19条例20・一部改正、平21条例9・旧第15条繰下)

(浄化槽等汚泥処分手数料)

第21条 浄化槽等汚泥処分手数料は、浄化槽の汚泥および建築物に設置された排水槽等の汚泥(し尿を含むものに限る。)の処分に関して徴収するものとし、その額は、1キロリットルにつき1,000円とする。

(平21条例9・旧第16条繰下、平22条例11・一部改正)

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第22条 廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21条例9・旧第17条繰下)

(廃棄物処理手数料の減免)

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者が申請したときは、廃棄物処理手数料を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者

(2) 天災その他の災害を受けた者

(3) その他市長が特に必要があると認める者

(平21条例9・旧第18条繰下)

(廃棄物処理業等の許可申請および手数料)

第24条 法第7条第1項、第2項、第6項または第7項の規定により業として行う廃棄物の収集もしくは運搬または処分(以下「廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者および法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者ならびに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、申請の際次の各号に掲げる許可申請手数料を納付しなければならない。

(1) 廃棄物処理業許可・変更許可申請手数料 1件につき 8,000円

(2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 8,000円

(3) 廃棄物処理業または浄化槽清掃業の許可更新または許可証の再交付の申請手数料 1件につき 5,000円

3 既納の許可申請手数料は、返還しない。

(平15条例26・一部改正、平21条例9・旧第19条繰下)

(報告の徴収)

第25条 市長は、事業者、廃棄物処理業の許可を受けた者および浄化槽清掃業の許可を受けた者から別に定めるところにより報告を求めることができる。

(平21条例9・旧第20条繰下)

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21条例9・旧第21条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により徴収し、または徴収すべきであった廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 前項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づいて行われた手続等は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づいて行われた手続等とみなす。

付 則(平6年3月28日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料及び許可申請手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 10 年 3 月 27 日条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった死獣処理手数料、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処分手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 11 年 3 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 12 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 12 月 21 日条例第 55 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年 10 月 1 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 19 条第 1 項の改正規定中「第 4 項または第 5 項」を「第 6 項または第 7 項」に改める部分は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 12 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 26 日条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料について適用し、同日前に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 9 号)

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項第 3 号エの改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

2. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則

昭和 47 年 4 月 1 日

規則第 21 号

注 平成15年10月から改正経過を注記した。

伊丹市清掃条例施行規則（昭和39年伊丹市規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年伊丹市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（廃棄物の処理の申込み手続等）

第2条 条例第10条第1項の規定により市の廃棄物処理を申し出ようとする者は、それぞれ次の各号に掲げる区分に従い、申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 継続して廃棄物の処理を受けようとするとき。 廃棄物処理申込書（様式第1号）
- (2) 条例第18条第1号に規定する臨時の収集を要するごみの処理を受けようとするとき。 臨時ごみ等処理申込書（様式第2号）
- (3) 条例第18条第2号に規定する粗大ごみの処理を受けようとするとき。 粗大ごみ処理申込書（様式第2号の2）
- (4) 動物の死体等の処理を受けようとするとき。 動物の死体等処理申込書（様式第3号）
- (5) 臨時にし尿の処理を受けようとするとき。 臨時し尿処理申込書（様式第4号）

2 前項第1号の申込書を提出した者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃棄物処理変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、第1号に該当する場合で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民異動届を提出した後当該変更届を提出しないときには、住民異動届を当該変更届とみなす。

- (1) 当該申込書の記載事項に変更があつた場合
- (2) 公共下水道または浄化槽による水洗便所使用のため、し尿処理の必要がなくなつた場合
（多量排出事業者となる廃棄物の排出の規模）

第3条 条例第11条の規則で定める規模は、1の事業所につき1月当たりの平均的な排出量が5トンであることとする。

(廃棄物減量計画の提出)

第4条 条例第11条前段の規定による廃棄物減量計画の提出は、毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）分について、事業所ごとに、廃棄物減量計画書（様式第5号の2）により、当該年度の5月31日までに行わなければならない。

2 条例第11条後段の規定による廃棄物減量計画の提出は、変更の事由が生じた後速やかに廃棄物減量計画書により行わなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第5条 条例第12条の廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 廃棄物減量計画の作成および実施に関すること。

(2) 事業所内における廃棄物の適正な分別および排出に関すること。

2 条例第12条に規定する廃棄物管理責任者は、事業所内の廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

3 条例第12条の規定による廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第5号の3）により、選任後速やかに行わなければならない。

(規則で定める粗大ごみの数量等および手数料の額)

第6条 条例第18条第1号の規則で定める数量は、6個とする。

2 条例第18条第2号の規則で定める大きさは、一の粗大ごみについて、各辺の長さが、それぞれ30センチメートルとする。ただし、縦80センチメートル以下、横65センチメートル以下の袋に封入したものおよび長さが100センチメートル以内の棒状のもので日常生活に必要な物品として市長が指定する種類のものを除く。

3 条例第18条第2号の規則で定める額は、粗大ごみの種類ごとに別表に定めるところとする。

(廃棄物処理手数料の徴収)

第7条 廃棄物処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 第2条第1項第1号の規定による申込書を提出した者に係るし尿処理手数料は、4ヵ月分を一度に徴収するものとし、その納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

人数割制

第1期（4月分、5月分、6月分、7月分） 7月31日

第2期（8月分、9月分、10月分、11月分） 11月30日

第3期（12月分、1月分、2月分、3月分） 3月31日

従量制

第1期（3月分、4月分、5月分、6月分） 7月31日

第2期（7月分、8月分、9月分、10月分） 11月30日

第3期（11月分、12月分、1月分、2月分） 3月31日

- (2) 第2条第1項第2号から第5号までの規定による申込書を提出した者に係るごみ処理手数料、死獣処理手数料およびし尿処理手数料は、その都度徴収するものとする。

- 2 廃棄物処理手数料の徴収は納入通知書により行う。ただし、集金によることを妨げない。
(納入通知書等)

第8条 前条の規定により廃棄物処理手数料を徴収しようとする場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる様式による納入通知書または領収書を発行する。

- (1) し尿処理手数料の納入通知書による場合 し尿処理手数料納入通知書兼領収証書
(様式第6号または様式第7号)

- (2) 前条第1項第2号の規定により徴収するごみ処理手数料および死獣処理手数料の集金による場合 臨時ごみ、粗大ごみ、死獣処理手数料領収書 (様式第8号)

(廃棄物処理手数料の減免)

第9条 廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減額（免除）の申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、減免を許可したときは、廃棄物処理手数料減額（免除）通知書（様式第10号）を前項の者に交付する。

(廃棄物処理業等の許可申請)

第10条 廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、廃棄物処理業許可申請書(様式第11号)

に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
- (2) 廃棄物の貯留槽、埋立場、焼却場、積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
- (3) 廃棄物処理業許可・変更許可申請調書(様式第12号)
- (4) 作業計画書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第13号)に

次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
- (2) 環境大臣の認定する講習会の課程を終了したことを証する書類の写
- (3) 汚泥の貯留槽、処理場、車庫等の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
- (4) 浄化槽清掃業許可申請調書(様式第14号)
- (5) 作業計画書
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

3 第1項および前項の申請書の記載事項に変更があつたときは、直ちにその事項について理由を付して市長に届け出るとともに、市長の承認を得なければならない。

(廃棄物処理業の変更許可申請)

第11条 廃棄物処理業の許可を受けた者が事業範囲の変更許可を受けようとするときは、廃

棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第15号)に、前条第1項第1号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(許可証の交付等)

第12条 市長は、廃棄物処理業もしくは浄化槽清掃業の許可または廃棄物処理業の事業範囲

の変更許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に許可証(様式第16号)を交付す

る。

- 2 前項の許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失またはき損したときは、許可証再交付申請書（様式第17号）を市長に提出するとともに、き損の場合については、当該許可証を添えて許可証の再交付を受けなければならない。

（業務の開始届）

第13条 廃棄物処理業の許可を受けた者もしくは廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けた者（以下「廃棄物処理業者」という。）または浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）が、当該業務を開始しようとするときは、廃棄物処理業務、浄化槽清掃業務開始届（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

- 2 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、速やかに業務を開始できないときは、理由を付してその旨を市長に届け出るように努めなければならない。

（休業および廃業届）

第14条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、休業または廃業しようとするときは、その1月前までに廃棄物処理業、浄化槽清掃業廃（休）業届（様式第19号）に許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

（許可証の返還）

第15条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者で第1号から第3号までの規定に該当するにいたつたものは、その日から7日以内に、第4号に該当するにいたつたものまたはその相続人もしくは清算人は、直ちにそれぞれその旨を市長に届け出るとともに当該許可証を返還しなければならない。

- (1) 廃棄物処理業許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 営業の許可を取り消されたとき。
- (3) 業務の停止を命じられたとき。
- (4) 廃業、休業または死亡したとき。

（報告の徴収）

第16条 条例第25条の規定による報告は、廃棄物処理業務実績報告書（様式第20号）または浄化槽清掃業務実績報告書（様式第21号）によつて、速やかに行わなければならない。

(細則)

第17条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理および清掃に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の伊丹市清掃条例施行規則により行なつた汚物処理申込み手続は、第2条の規定により行なつたものとみなす。

付 則 (昭和48年3月9日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年3月29日規則第14号)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則 (昭和52年2月28日規則第5号)

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和51年度第3期分のし尿処理手数料従量制料金については、12月分、1月分、2月分を徴収するものとし、昭和52年3月分は昭和52年度第1期分に繰入れる。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則 (昭和53年4月1日規則第28号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則 (昭和61年3月29日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則様式第11号および様式第11号の2の規定による用紙は、昭和61年3月31日までの間、なお使用することができる。

付 則（平成4年10月31日規則第43号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

付 則（平成6年3月29日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、又は徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月27日規則第10号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月22日規則第77号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成15年10月1日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の規則第8条の規定により交付されている許可証については、改正後の規則第8条に規定する許可証とみなす。

付 則（平成17年3月25日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月29日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度におけるこの規則による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第4条第1項の規定による廃棄物減量計画の提出は、同項の規定にかかわらず、平成21年6月1日から平成22年3月31日までの分について、平成21年6月30日までに
行うものとする。

付 則（平成24年3月30日規則第21号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年12月24日規則第64号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定及び様式第13号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第6条第3号）

粗大ごみ手数料

（単位 円）

種類		単位	手数料
一般電化製品	アンテナ（室外用）	1基	300
	温水洗浄機付便座	1台	300
	空気清浄機，空気循環機	1台	600
	照明器具	1台	300
	除湿器	1台	600
	ズボンプレスナー	1台	300
	掃除機	1台	300
	マシン（卓上型）	1台	300
	マシン（卓上型以外のもの）	1台	900
映像・音響機器	オーディオアンプその他楽器用アンプ	1台	300
	カセットデッキ	1台	300
	カラオケ演奏装置	1台	1,800
	ステレオセット，ミニコンポ（最大の辺が1m未満のものであつて，スピーカー付のものを含む。）	1台	600
	ステレオセット，ミニコンポ（最大の辺が1m以上のものであつて，スピーカー付のものを含む。）	1台	1,200
	スピーカー	1台	300
	テレビチューナー（アンテナを除く。）	1台	300
	ビデオデッキその他の録画再生機器	1台	300
	CDプレーヤー，DVDプレーヤーその他これらに類するもの	1台	300

	モニター（テレビジョン受信機およびパソコン用モニターを除く。）	1台	300
OA機器	コピー機（業務用を除き，卓上型のものに限る。）	1台	600
	パソコン用プリンター（複合機能一体型を含む。）	1台	300
	ファクシミリ（電話機一体型を含む。）	1台	300
冷暖房器具	ウィンドーファン	1台	600
	こたつ（こたつの天板を除き，最大の辺が1m未満のもの）	1台	300
	こたつ（こたつの天板を除き，最大の辺が1m以上のもの）	1台	600
	こたつの天板	1枚	300
	ストーブ，冷温風機，扇風機その他冷暖房器具	1台	300
	ホットカーペット	1枚	300
台所用品	ガスコンロ（1口），魚焼き機，バーベキューコンロ，ホットプレート，グリル鍋その他の加熱調理機	1台	300
	ガスコンロ（2口以上）	1台	600
	換気扇	1台	300
	瞬間湯沸器	1台	300
	食器洗い乾燥機	1台	600
	食器乾燥機	1台	300
	炊飯器	1台	300
	電気ポット，湯沸器，給水器	1台	300
	電子レンジ，オーブンレンジ	1台	600
	電磁調理器（1口）	1台	300
	電磁調理器（2口以上）	1台	600
	ミキサー	1台	300
	餅つき機，パン焼き器	1台	300
	米びつ	1台	300

家具類	椅子, 座椅子	1脚	300
	カーペット, じゅうたん (4.5畳未満)	1枚	300
	カーペット, じゅうたん (4.5畳以上)	1枚	600
	傘立て	1台	300
	姿見	1台	300
	鏡台	1台	600
	ソファ (1人掛)	1脚	600
	ソファ (2人掛)	1脚	900
	ソファ (3人掛以上)	1脚	1,200
	食卓, テーブル (最大の辺または径が1m未満のもの)	1台	300
	食卓, テーブル (最大の辺または径が1m以上のもの)	1台	600
	学習机 (木製)	1台	600
	学習机 (金属製)	1台	1,200
	パイプハンガー (最大の辺が1m未満のもの)	1基	300
	パイプハンガー (最大の辺が1m以上2m未満のもの)	1基	600
	パイプハンガー (最大の辺が2m以上のもの)	1基	900
	ソファベッド	1台	1,200
	ベッド(マットレスを除き, 電動モーターのないものに限る。)	1台	900
	たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が1m未満のもの)	1台	300
	たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が1m以上2m未満のもの)	1台	600
たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1台	900	
たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が3m以上のもの)	1台	1,800	

寝具類	座布団（5枚までを一式）	1式	300
	布団，折りたたみ式マットレス，こたつ布団	1枚	300
	枕，クッション，ぬいぐるみ	1点	300
	マットレス（スプリングのないものおよび折りたたみ式のものを除く。）	1枚	600
	マットレス（シングルサイズまたはセミダブルサイズであつて，スプリング付のもの）	1枚	1,200
	マットレス（ダブルサイズ以上であつて，スプリング付のもの）	1枚	1,800
楽器類	楽器ケース	1個	300
	キーボード	1台	600
	ギター	1本	300
	電子ピアノ，エレクトーン，オルガン	1台	1,800
健康器具	ぶら下がり健康器	1台	600
	マッサージ機（椅子型以外のもの）	1台	600
	マッサージ機（椅子型）	1台	1,800
	ランニングマシン，サイクリングマシン（自走式）	1台	600
	ランニングマシン，サイクリングマシン（電動式）	1台	1,800
	その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が1m未満のもので，電動式のものを除く。）	1台	300
	その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が1m以上のもの，電動式のものを除く。）	1台	600
	その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が1m未満で電動式のもの）	1台	600
その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が1m以上で電動式のもの）	1台	1,800	

スポーツ、レジャー用品	クーラーボックス	1 台	300
	剣道の防具	1 式	300
	ゴムボート	1 艇	300
	ゴルフバッグ	1 個	300
	ゴルフクラブ (14本までを一式)	1 式	300
	サーフボード	1 枚	1,200
	スキー板 (2枚で一式)	1 式	300
	スキー用ストック (2本で一式)	1 式	300
	スケートボード	1 枚	300
	スノーボード	1 枚	300
	つり竿, つり用の網 (1 mのひもでまとめたものを1束とする。)	1 束	300
	テント	1 張	300
	ビーチパラソル, ガーデンパラソル	1 本	300
	レジャーテーブル	1 台	300
乗物	一輪車	1 台	300
	ベビーカー, バギー	1 台	300
	車いす (手動式)	1 台	600
	三輪車その他乗用玩具	1 台	300
	自転車 (電動式自転車にあつては, 充電式電池を取り外したものに限る。)	1 台	600
乳幼児用品	滑り台	1 台	600
	チャイルドシート	1 台	300
	ブランコ	1 台	600
	ベビーバス	1 台	300
	ベビーベッド	1 台	600

	歩行器, ゆりかご, ハイローチェア	1 台	300
その他	アイロン台	1 台	300
	アコーディオンカーテン	1 枚	300
	編み機	1 台	300
	衣裳ケース	1 個	300
	カーテンレール (1 mのひもでまとめたものを1束とする。)	1 束	300
	脚立	1 台	300
	木切れ (長さが2 m未満であつて, 1 mのひもでまとめたものを1束とする。)	1 束	300
	くわ, 熊手, スコップ等の作業用具	1 基	300
	コンポスト容器, 生ごみ処理機 (自然発酵式)	1 台	300
	コンポスト容器, 生ごみ処理機 (電動式)	1 台	600
	芝刈機 (手動式)	1 台	300
	芝刈機 (電動式)	1 台	600
	シルバーカー	1 台	300
	水槽 (最大の辺が60 c m未満のもの)	1 台	300
	水槽 (最大の辺が60 c m以上のもの)	1 台	600
	スーツケース	1 個	300
	台車	1 台	300
	灯油タンク, ポリタンク, 飲料用タンク	1 台	300
	トタン, 波板等 (最大の辺が2 m未満であつて, 1 mのひもでまとめたものを1束とする。)	1 束	300
	ブラインド, よしず, たてず	1 枚	300
ペット小屋	1 台	600	
物置 (解体した状態にあるものであつて, 最大の辺が2 m未満のもの)	1 台	1,200	

物置（解体した状態にあるものであつて、最大の辺が2 m以上のもの）	1 台	1,800
物干し台（コンクリート製の台座が付いてるものを除く。）	1 台	300
物干し竿（3本までを1束とする。）	1 束	300
その他の棒状のもの（長さが2 m未満であつて、1 mのひもでまとめたものを1束とする。）	1 束	300

備考 この表に掲げる種類以外の粗大ごみの手数料の額は、当該粗大ごみの最大の辺または径が1 m未満のものにあつては1点につき300円、最大の辺または径が1 m以上2 m未満のものにあつては1点につき600円、最大の辺または径が2 m以上のものにあつては1点につき1,200円とする。

3. 伊丹市草刈機貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市環境クリーンセンター（以下「センター」という。）の業務用の草刈機を市民等に貸し出すことにより、市民等が自主的に空き地の雑草を除去することを促進し、もって清潔な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 草刈機の貸出しを受けることができる者は、空き地（伊丹市環境保全条例第2条第17号（昭和46年伊丹市条例第5号）に掲げる空き地をいう。）の所有者、占有者又は管理者で、当該空き地の雑草・枯草の除去を行う者とする。

2 市長は、前項に規定する者のほか、市内の空き地等の雑草・枯草の除去（公益性を有すると市長が認めるものに限る。）を行う者に対しても、草刈機を貸し出すことができる。

(貸出期間)

第3条 草刈機の貸出期間は、貸出日から起算して7日を超えない期間とする。

(借用申請書の提出)

第4条 草刈機の借出しを受けようとする者は、草刈機借用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出し)

第5条 市長は、草刈機借用申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により草刈機を貸し出す場合においてセンターの業務上の都合により、申請書に記載された貸出し希望期間の一部について草刈機を貸し出すことができないときは、当該貸出し希望期間を短縮して貸し出すことができる。

(貸出料)

第6条 草刈機の貸出料は、無料とする。

(費用負担)

第7条 草刈機の使用に伴う燃料の負担は、草刈機の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(借用者の責務)

第8条 借用者は、草刈機を慎重かつ丁寧に取り扱いなければならない。

2 借用者は、草刈機の借用中において、借用者の責により草刈機の破損等が生じたときは、速やかにこれを原状回復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

3 借用者は、草刈機を第三者に転貸し、その他本要綱の趣旨に反した使用をしてはならない。

4 草刈機を使用中に事故が発生した場合については、借用者において一切の責任を負うとともに、速やかにセンターに連絡するものとする。

(返還)

第9条 借用者は、借り受けた草刈機を第3条の貸出期間内に返還しなければならない。

2 借用者は、やむを得ない理由で貸出期間内に草刈機を返すことができないときは、当該期間内にその旨をセンターに連絡しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

受付番号

伊丹市長 様

草刈機借用申請書

私はこのたび下記の空き地の除草を行いますので、草刈機の貸出しを下記のとおり申請します。

記

1. 対象土地の所在
2. 貸出し希望台数及び期間

台数	貸出期間		備考
台	貸出日	月 日	
	返却日	月 日	

草刈機の使用にあたっては、

1. 使用前には、必ず安全点検を行います。
2. 周囲に対しての十分な安全確保を図ります。
3. 万一の事故等に関しては、当方の責任において対処します。

以上の事を誓約の上、貸出しを申請します。

住所

氏名

①

電話

受付	貸付	返却確認

4. 伊丹市ごみ減量等推進員設置要綱 (クリーンいたみ推進員)

(設 置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8の規定に基づき、本市における一般廃棄物の減量・資源化をより一層推進するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、伊丹市ごみ減量等推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進員は、自治会等と密接な連携を図りながら次に掲げる職務を行う。

- (1) ごみの分別と正しい出し方の指導・啓発
- (2) ごみの減量とリサイクル推進のための指導・啓発
- (3) 集団資源回収・環境美化等の推進
- (4) 不法投棄等の監視・通報
- (5) その他ごみの減量・資源化に係る市の施策への協力

(委 嘱)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各自治会から推薦された保健衛生推進委員、衛生委員のうち、ごみの減量・資源化の推進に関し理解と熱意を有する者
- (2) ごみの減量と資源化に理解と実践意欲のある者
- (3) 幹事推進員は、保健衛生推進委員のうちから推進員として選出された者とする。
- (4) 前項に規定する幹事推進員は、市との連絡調整及び推進員の中でのリーダー的な役割を行う。

(定 数)

第4条 推進員の定数は、不燃ごみステーションの数以内とする。

(任 期)

第5条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(腕章等の貸与)

第6条 推進員は、その活動を行うときは市長が貸与する腕章等を着用しなければならない。

2 推進員を辞退したとき、又は次条の規定によりその職を解かれたときは、直ちに腕章等を返還しなければならない。

(解 任)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 自己の担当区域から転出したとき。
- (2) 委嘱条件に該当しない事由が生じたとき。
- (3) その他職務の遂行に耐えないと市長が認めたとき。

(会議等)

第8条 本市との連絡調整及び推進員相互の交流と活動効果を高めるため、会議及び研修会を開催する。

(庶務)

第9条 推進員に関する庶務は、生活環境課で行う。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。なお、平成9年度の任期は平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5. 伊丹市ごみ減量等推進協議会設置要綱

(クリーンいたみ推進協議会)

(設 置)

第1条 伊丹市ごみ減量等推進員の活動の効果的推進と本市におけるごみ減量・資源化のより一層の推進を図り資源循環型社会の構築をめざすため、伊丹市ごみ減量等推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 推進協議会は、伊丹市ごみ減量等推進員設置要綱（平成9年6月1日制定）に基づき設置されたごみ減量等推進員で組織する。

2 推進協議会の組織は、伊丹市ごみ減量等推進員本部会議（以下「本部会議」という。）と各地区ごみ減量等推進員会（以下「地区会議」という。）とで構成する。

3 本部会議は、幹事推進員のうち小学校区ごとに2名から6名ずつ選出された者及び市長が指名する推進員とで構成する。

4 地区会議は、小学校区毎に設置する。

5 地区会議は、小学校区内の幹事推進員と推進員で構成する。

(活 動)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみ減量等推進員の活動状況に関すること。
- (2) ごみの分別と適正排出の指導・啓発方法に関すること。
- (3) 地域の環境美化活動の推進に関すること。
- (4) ごみの減量化・資源化に関すること。
- (5) ポイ捨て・ごみ不法投棄の防止に関すること。

(役 員)

第4条 推進協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	5名
会 計	1名
地区会議代表	25名以内
監 事	2名

2 役員は、推進協議会の構成員の互選により決めるものとする。

3 会長・副会長・会計（以下「三役」という。）及び監事の選出は本部会議において幹事推進員の中から選出する。選出方法については別に内規で定める。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進協議会に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長指名する者がその職務を代行する。

- 3 会計は、推進協議会の会計を掌る。
- 4 地区会議代表は、地区会議を統括する。
- 5 監事は、本会の会計を監査し、本部会議において報告する。
- 6 顧問は、推進協議会の活動・運営に対し指導・助言することかできる。

(会議の開催)

第6条 本部会議は、必要に応じ会長が招集し、会長はその議長となる。

2 本部会議・地区会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、本部会議は会長が、地区会議は地区会議代表が決定する。

3 地区会議は、地区会議代表が招集し、地区会議代表が議長となる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務を処理するため、生活環境課に事務局を置く。

(細 則)

第8条 この規定に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

